

## 令和3年旭市議会第1回定例会会議録

### 議 事 日 程 （第2号）

令和3年3月3日（水曜日）午前10時開議

第 1 議案質疑

第 2 常任委員会議案付託

---

#### 本日の会議に付した事件

追加日程 参考人の出席要求に関する件

日程第 1 議案質疑

日程第 2 常任委員会議案付託

---

#### 出席議員（16名）

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 片 桐 文 夫 | 2 番  | 平 山 清 海 |
| 3 番  | 遠 藤 保 明 | 4 番  | 林 晴 道   |
| 6 番  | 米 本 弥一郎 | 8 番  | 宮 内 保   |
| 9 番  | 高 木 寛   | 10 番 | 飯 嶋 正 利 |
| 11 番 | 宮 澤 芳 雄 | 12 番 | 伊 藤 保   |
| 13 番 | 島 田 和 雄 | 15 番 | 伊 藤 房 代 |
| 16 番 | 向 後 悦 世 | 18 番 | 木 内 欽 市 |
| 19 番 | 佐久間 茂 樹 | 20 番 | 高 橋 利 彦 |

---

#### 欠席議員（1名）

17 番 景 山 岩三郎

---

#### 説明のため出席した者

|       |         |        |         |
|-------|---------|--------|---------|
| 市 長   | 明智 忠 直  | 副 市 長  | 加 瀬 正 彦 |
| 教 育 長 | 諸 持 耕太郎 | 秘書広報課長 | 山 崎 剛 成 |

|          |      |         |      |
|----------|------|---------|------|
| 行政改革推進課長 | 宮内敏之 | 総務課長    | 伊藤憲治 |
| 企画政策課長   | 小倉直志 | 財政課長    | 伊藤義隆 |
| 税務課長     | 伊藤義一 | 市民生活課長  | 遠藤泰子 |
| 環境課長     | 高根浩司 | 保険年金課長  | 在田浩治 |
| 健康管理課長   | 遠藤茂樹 | 社会福祉課長  | 椎名隆  |
| 子育て支援課長  | 石橋方一 | 高齢者福祉課長 | 赤谷浩巳 |
| 商工観光課長   | 小林敦巳 | 農水産課長   | 多田一徳 |
| 建設課長     | 加瀬博久 | 都市整備課長  | 栗田茂  |
| 下水道課長    | 丸山浩  | 消防長     | 川口和昭 |
| 水道課長     | 宮負亨  | 庶務課長    | 杉本芳正 |
| 学校教育課長   | 加瀬政吉 | 生涯学習課長  | 八木幹夫 |
| 体育振興課長   | 柴栄男  |         |      |

---

#### 説明のため出席した参考人

地方独立行政法人  
総合病院国保旭  
中央病院事務局長

菅谷敏之史

地方独立行政法人  
総合病院国保旭  
中央病院  
経営企画室長

伊原敬道

---

#### 事務局職員出席者

事務局長 花澤義広

事務局次長 向後哲浩

---

開議 午前10時 0分

○議長（木内欽市） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

---

○議長（木内欽市） 本日は、議案質疑を行います。議案第23号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款の一部変更について、質疑の通告がございました。

おはかりいたします。参考人の出席要求に関する件を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市） ご異議なしと認めます。

よって、参考人の出席要求に関する件を本日の日程に追加し、直ちに議題にすることに決しました。

---

#### ◎追加日程 参考人の出席要求に関する件

○議長（木内欽市） 参考人の出席要求に関する件を議題といたします。

おはかりいたします。議案第23号に関しまして、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院、菅谷敏之史事務局長、伊原敬道経営企画室長を参考人として出席を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市） ご異議なしと認めます。

よって、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の菅谷敏之史事務局長、伊原敬道経営企画室長を参考人として出席を求めることに決定いたしました。

---

## ◎日程第 1 議案質疑

○議長（木内欽市） 日程第 1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第 1 号から議案第30号までの30議案を順次議題といたします。

議案第 1 号について、質疑に入ります。

ここで執行部に申し上げます。

議案第 1 号は、質疑の通告によりますと、質問項目が多岐にわたっておりますので、質問項目の順番どおり答弁をしてください。また、コロナ禍でありますので、時間短縮のため答弁を簡潔にお願いいたします。

議員各位におかれましても、あくまで議案の内容の疑義について説明、または所見を求めることに協力していただけますようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○4 番（林 晴道） それでは、桃の節句、議案第 1 号、令和 3 年度旭市一般会計予算の質疑を行います。

議案書13ページの歳入から、1 款 1 項 1 目個人市民税です。

現年課税分29億 9 万9,000円で、徴収率を98.14%と見込んでおり、前年度対比で4.6%の減となっています。やはり新型コロナウイルスの影響が大きいと考えますが、この現年度課税分は具体的にどのような指標を基に予算を見込んだのか伺います。

次に、同ページ、1 款 1 項 1 目法人市民税です。

こちらは現年課税分 3 億5,756万6,000円で、徴収率を98.82%と見込んでおり、前年度対比で4.4%の減となっています。感染症の拡大や税制改正もあるように聞いていますが、主な要因を伺います。

続いて、同ページ、2 項 1 目固定資産税です。

29億2,312万4,000円で、こちらも前年度比4.4%の減を見込んでいますが、土地、家屋、償却資産のそれぞれ具体的な増減とその要因を伺います。

次に、18ページの 9 款 2 項 1 目、説明欄の新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金8,600万円です。

これは新型コロナ対策として軽減を行った固定資産税の減収分を補填するために創設されたと伺いましたが、具体的にどのような制度であるのかお尋ねします。

次に、34ページ、18款2項1目財政調整基金繰入金3億5,400万円です。

前年度対比で33.1%の増となったその理由と、これまで財政調整基金の状況を伺います。

次に、50ページ、ここからは歳出に移ります。

説明欄の13、事務機器賃借料1,205万6,000円です。

この事務機器の種類別数と新庁舎での集約化の状況を伺います。

次に、51ページの説明欄6、公用車管理費1,071万5,000円です。

本市の公用車を考えますと、保険や車検といった管理費用は、これでは少ないと感じるのですが、公用車の全台数と管理費用とはどのような経費が含まれているのか伺います。

次に、同じく51ページの説明欄7、庁舎管理費1億2,465万4,000円です。

庁舎管理費が昨年度と比較しますと1,500万円ほど増額しており、その中でも維持補修費が増額と計上されています。庁舎が新しくなり、通常でありましたら維持補修費は減額するものと考えますが、増額となった具体的な要因について伺います。

次に、57ページの3目、説明欄2、広報活動費2,352万円です。

ここでは広報あさひの発行に関して、現在は月に2度、1日と15日に発行しておりますが、それぞれの掲載内容と費用の内訳を伺います。

最後に、75ページにあります説明欄14、解体撤去工事1億9,782万円です。

新庁舎完成により、旧庁舎の解体工事を行うと説明がありましたが、計画する旧庁舎の大きさ、面積とそれぞれの費用内訳を伺います。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） それでは、税務課から、まず（1）個人市民税についてということでご回答させていただきます。どのような指標を基にしたかということでございました。個人市民税の予算見込みについてご回答いたします。

まず、個人市民税の8割を占めます給与所得でございますが、リーマンショック時と同程度の落ち込みを見込みました。対前年4.8%の減を見込みました。

次に、営業所得でございますが、新型コロナウイルスに関する各種支援金の申請状況を踏まえまして、所得金額で対前年比30%を見込みました。

続いて、農業所得でございますが、新型コロナウイルスの影響と米価の下落を踏まえまし

て、所得金額で前年比考慮しまして8.4%の減を見込んだものでございます。

続きまして、（２）法人市民税でございます。減の主な要因はということでございました。

法人市民税につきましては、財務省の法人企業景気予測調査によりますと、新型コロナウイルスの影響により、令和２年度の売上高は全ての業種で前年比減収を見込んでおるものでございます。経常利益は20%以上の減益を見込んでおります。また、コロナの影響以外で税制改正による法人税の減を見込んだことが主な原因となるものでございます。

続きまして、（３）固定資産税でございます。それぞれの具体的な増減とその要因はということでございました。

まず、土地でございますが、対前年0.8ポイントの増を見込みました。増の主な要因ですが、宅地化が進んでいることと、干潟地区及び谷丁場地先の国土調査の登記完了に伴う地籍更正が主な理由でございます。

続いて、家屋でございますが、対前年6.8ポイント減を見込みました。こちらは評価替えに伴う経年補正による評価額の減少分が大きいことが要因でございます。

最後に、償却資産でございますが、これにつきましては対前年比6.6ポイントの減を見込みました。これは新型コロナウイルスの影響で企業の新たな設備投資が見込めないことが主な要因でございます。

なお、家屋及び償却資産につきましては、令和３年度に限り減免の特例措置がございますので、その分を含んでの減を見込んでおるものでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、私のほうから18ページと34ページの２点について回答させていただきます。

まず、18ページ、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金について、具体的にどういった内容なのか、どういった制度なのかということでございますけれども、この交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営環境にある中小企業者等に対して、固定資産税、都市計画税の減免措置が行われることから、この措置による市税の減収額の全額を補填するため、新たに交付されるものです。

２点目です。34ページ、財政調整基金の繰入れについてということで、増額となった理由と、それと財政調整基金の状況という２点ございました。

財政調整基金につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響などにより、市税の

減収や感染症予防対策をはじめとした新型コロナ対策事業などによる歳出の増が見込まれることから、一般財源分の増に対応するため増額になったものです。

これまでの財政調整基金繰入金の状況につきましては、本市では合併以降、平成18年度から平成22年度まで繰入れを行っていました。

内訳につきましては、平成18年度は6億1,800万円、19年度は3億4,000万円、20年度は3億8,000万円、21年度は4億6,000万円、22年度は5億3,000万円となっております。

平成23年度から27年度までにつきましては、当初予算では計上したものの、繰入れは行いませんでした。

平成28年度から30年度までにつきましては、財政調整基金繰入金の予算計上を行っていませんでした。

令和元年度は4億200万円を繰り入れ、令和2年度は当初予算で2億6,600万円を計上しております。

以上です。

○議長（木内欽市） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（宮内敏之） それでは、50ページの事務機器賃借料につきまして、新庁舎への移転に伴いまして、これまで各事務所のほうで分散管理しておりました内部情報系プリンター35台と複合機20台につきまして、行政改革推進課のほうで一括管理を予定するものでございます。現在使用しております各課に配置しましたレーザープリンターは廃止しまして、プリント出力のほうは複合機に集約することで効率化を図るものでございます。

次に、51ページの公用車の管理費になります。こちら台数のほうですが、現在公用車は、市長車ほか公園等の草刈り機等のトラクターを含めまして151台ございます。そのうち行政改革推進課のほうで一元管理の対象といたしまして見込んでいるものは55台を予定しているところでございます。

あと、管理経費につきましては、予算書の51ページにあります需用費の中の燃料費、あとは修繕費としまして車検代22台と定期検査の27台分、あと役務費としまして車検の手数料、次の保険料の自賠責保険であったり、損害保険等になるものでございます。

次に、51ページの庁舎管理費につきましてご回答申し上げます。

維持補修費のほうが増額しているが、その具体的な要因はということで、庁舎管理費の予算につきましては、いろいろな要因がございまして、一概には言えない部分もありますが、令和2年度と単純比較しますと確かに増額しております。その中で維持補修費が約2,000万

円増額で要求させていただいております。内容につきましては、公共施設の統廃合等に伴います施設整備に必要な維持補修費を見込んだためでございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 秘書広報課長。

○秘書広報課長（山崎剛成） それでは、私のほうからは（９）、57ページ、広報活動費について、その中で広報あさひへの掲載内容と経費の内訳ということでご回答申し上げます。

まず、広報あさひの掲載内容ですが、１日号、15日号、共に市からのお知らせなど、行政情報を全般的に掲載しております。それぞれの構成といたしましては、１日号は、フルカラーの20ページ前後でございますけれども、市内での出来事やイベントなどを紹介する記事や健康に関するコーナーなどがございます。15日号は、２色刷りで主に８ページでございますけれども、教育に関する記事や消費生活トラブルに関するお知らせなどとなっております。

続きまして、広報活動費のうち広報あさひの発行に係る経費について申し上げます。

まず、発行部数約２万部の印刷に係る経費といたしまして、10節需用費、印刷製本費のうち、１日号が804万5,000円、15日号が370万7,000円でございます、計1,175万2,000円となっております。

次に、新聞折り込み料に係る経費といたしまして、11節役務費、手数料になりますが、１日号で385万2,000円、15日号で217万1,000円、計602万3,000円でございます。

合計といたしまして、１日号が1,189万7,000円、15日号が587万8,000円で、計1,777万5,000円が広報の発行経費に係る主な予算となっております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 私からは75ページの解体撤去費についてお答えいたします。

旧庁舎の大きさから申し上げますと、約3,300平米というのが現本庁舎の延べ床面積でございます。もう一つ、解体の対象にしております第二庁舎、環境課とか入っているところですが、その延べ床面積は730平米程度ということでございます。面積というのは、敷地ということでございましょうか、建物の面積で今のよろしゅうございましょうか。

あと、費用の内訳というようなお尋ねもございましたけれども、これにつきましては、この後の入札に影響するということもありますので、お答えのほうは、恐縮ですけど、控えさせていただきます。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（木内欽市） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） ありがとうございました。それでは、再質問を何点か行います。

まず、個人市民税から、新型コロナウイルスの影響を受けた個人や事業者に関わる市税では、納税猶予の特例というのがございます。その特例制度の詳細についてと納税猶予の実績を伺います。

次に、法人市民税ですが、感染症の拡大による経済損失はリーマンショック以上とも言われております。企業の倒産や事業の休止など、本市もその影響を大きく受けていると感じます。そこで、市内企業の倒産や休止などの状況を把握されているのか、分かる範囲で伺います。また、直近3か年の法人数と法人市民税の調定額を併せてお尋ねします。

続いて、固定資産税ですが、家屋と償却資産では、減免の特例措置がありますので、減免額をどの程度見込んでいるのか、また現在までの減免に対する申請の状況を伺います。

次に、地方特例交付金に新たに計上されました新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金8,600万円です。この金額の根拠並びに減収分の補填というこの制度は継続されるのかを伺います。

次に、財政調整基金繰入金ですが、当初予算に関する新聞報道などでは、この基金を切り崩して財政運営を行う自治体が多いようなのでありますが、近隣や類似団体と比較して、妥当性はいかなるものでしょうか。

次に、事務機器賃借料に移りますが、先ほど事務機器の種類別数を伺いました。それでは、想定しているその契約内容を伺います。

次に、公用車管理費ですが、先ほどの答弁によりますと、公用車151台で、大変多い台数を所有しています。では、新庁舎には何台を駐車する予定で、そのほかの車両はどこに駐車しておくのか、具体的な保管場所、それとそれに伴う車庫証明の変更等について伺います。

次に、庁舎管理費ですが、新庁舎開庁に伴い、主に減額となったものと増額となったもの、それをちょっと分かりやすく伺いたいと思います。

次、広報活動費に移りますが、月に2度発行することで、新たな情報をいち早く提供できる。それと、紙での媒体というのは、当然必要不可欠であろうと思います。僕も議会だよりの広報委員会を拝命しておりますが、1,775万円ですか、予算、非常に羨ましいなと思う巨額な数字であります。しかし、情報の発信は多様化しており、時代に即した広報活動が求められますので、その辺の詳細がありましたらお尋ねいたします。

最後に、解体撤去工事ですが、先ほどの答弁によりますと、入札があるから2か所の予算

額は言えないということでもいいんですよ。承知しました。たしか干潟支所は公民館として改修しました。次年度予算には、築40年になる第二市民会館の大規模改修工事を計上しております。その一方で、現庁舎と第二庁舎は解体となりますが、両施設の築年数と跡地の利用計画、これは伺えるのかなと思いますので、教えていただきたい、そのように思います。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の再質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） それでは、最初に（１）の個人市民税のほうでございます。猶予の特例要件はということでございました。こちらの猶予につきましては、令和２年２月以降の１か月以上の期間におきまして、前年同期比較20%以上の収入減のあったものが対象となります。対象となる税については、市税全てが対象となるものでございます。

続いて、納税猶予につきましては、１月末現在の実績ということで回答させていただきます。個人市民税でございます。63件、424万5,000円、法人市民税、13件、399万3,000円、固定資産税、42件、1,622万1,000円、軽自動車税、３件、２万1,000円、延べ件数でございますが、121件、2,448万円となっております。

続きまして、（２）のほうでございます。法人市民税の関係でございますが、市内の企業の倒産、休止件数ということでございますが、こちらの正確な数字はちょっとご用意してございません。

この内容でございますが、毎月申告制度になっておりまして、毎月10件程度の新しい申告がございます。そうしますと、単純に計算しますと年間100件、120件という数字になってございます。そして、法人の数でございますが、こちらは平均しますと年間五、六十件、ここ数年増えているのかなということになります。

その差が休止、廃業の企業かということになりますが、そちらにつきましては、合併があったり、休止があったり、倒産があったりということで、一概にその差が倒産件数ということではないのかなと、そのように考えます。

続きまして、法人数と法人市民税の調定額でございますが、平成29年が1,705件、４億8,134万円でございます。平成30年が1,745件、金額で４億8,774万8,000円、令和元年が1,819件、金額で４億6,838万2,000円という形でなっております。

続きまして、固定資産税でございます。減免措置についてご回答させていただきます。

まず、減免の要件でございますが、中小企業の事業用家屋、償却資産が対象でございます。令和２年２月から10月までの連続する３か月間の事業収入が50%以上減少した場合は全額が

対象になります。30%以上50%未満の場合は2分の1が減免されます。

減免見込額でございます。新型コロナウイルスによる各種給付金の申請状況から対象事業者数を全体の2割と見込みまして、減免額を8,628万円と見込んでおります。

減免の申請状況でございます。昨年の10月から受付を始めまして、1月末まで合計で224件となっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、私のほうから18ページと34ページです。

まず初めに、18ページ、減収補填特別交付金、この金額の根拠と来年以降継続されるのかというご質問でございますけれども、この交付金の算定につきましては、固定資産税、都市計画税の減免税額の試算により見積りをいたしました。予算額8,600万円の内訳としましては、固定資産税減収見込分が8,200万円、都市計画税減収見込分が400万円となっております。

継続でございますけれども、この減収補填交付金の対象となる固定資産税、都市計画税の減免措置については、国は今のところ令和3年度課税の1年分に限りとしておりますので、現時点では制度の継続の見込みはございません。

続きまして、34ページの財政調整基金です。近隣の状況と妥当性ということでございました。県内市の財政調整基金繰入金につきましては、令和3年度当初予算の県内市の状況を見ますと、県内37市中、34市が財政調整基金繰入金を予算計上しております。

近隣を申し上げますと、匝瑳市で約9,600万円ほど、香取市で11億5,000万円ほど、八街市で4億9,000万円ほどを計上しておりますので、うちのほうの3億5,400万円というのは決して大きい数字ではないというふうに思っております。

以上です。

○議長（木内欽市） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（宮内敏之） それでは、50ページの事務機器の想定契約内容についてご回答申し上げます。

契約内容につきましては、一般競争入札を行いまして、4年10か月の長期間の賃貸借契約を予定しております。主な契約の内容としましては、1枚当たりの単価、それと保守点検料の定額に基づいて、内容を契約するものでございます。

次に、51ページの公用車の関係になりますが、車の配置場所になります。151台のうち新庁舎の駐車場のほうへは67台を予定しております。置き切れない分につきましては、現在の

第二庁舎の空きスペースに17台ほど配置する予定であります。そのほか本庁以外の社会教育施設等の各施設22か所ございまして、そちらのほうへ一応67台配置する予定となっております。

2点目に、車の所在地の関係であります、公用車のほうにつきましては、全ての車両を所在地が新しくなりますので、そちらのほうに変更しなければなりません。変更の手続きにつきましては、行政改革推進課のほうで自動車検査証の変更の手続きを行う予定であります。

次に、51ページの庁舎関係、庁舎管理費のほうになります。昨年と比較しまして、大幅な減となったものは、まず空調等、本庁舎の空調設備のほう、かなり老朽化しておりましたので、そちらのほうの保守点検料のほう373万1,000円がなくなりますので、そちらのほうが減額となります。

あと、第二駐車場ということで、民間の駐車場をお借りしていたものがありますので、そちらが920万円ほど減額となります。

あと、大幅に増となった主なものにつきましては、先ほど申し上げました維持補修費のほうで庁舎転用等、または改修に伴うもので2,710万円でございます。

あと、警備委託料、こちらのほうですが、今度施設が大きくなるということで、現在夜間のみ警備員を対応しておりましたが、日中の警備員のほうも配置を予定することになりました。365日24時間対応の警備員、または確定申告とか、臨時的に大勢の方が集まるときには増員するもので、そういったものに関係する警備料のほう約890万円ほど増となっております。

次に、下水道使用料になります。こちらのほう現庁舎も下水道ではありますが、今度大型化しまして、職員の数のほうも倍以上増えます。そういった面で下水道使用料のほう347万円ほど増を見込んでいるところでございます。

以上であります。

○議長（木内欽市） 秘書広報課長。

○秘書広報課長（山崎剛成） それでは、私のほうから今後の情報発信についてということにつきましてお答えいたします。

市の情報発信につきましては、広報あさひをメインといたしまして、市勢要覧など様々な出版物の発行を始めまして、ホームページやツイッター、フェイスブック、インスタグラムなどの時代に即した多様な媒体を活用し、それらを連携させながら実施しております。基本的には現在の広報をメインと考えておりますけれども、今後も新たな情報発信手段や社会の流

行などを注視しながら、効果的と思われる方法などがございましたら、柔軟に取り入れていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 私からは現庁舎の築年数と今後の利用につきましてお答えいたします。

まず、ここの本庁舎でございますけれども、建築したのは昭和39年でございます。ちなみに56年経過しておりまして、壊した後の利用につきましては、公園として利用することを予定しているところでございます。

もう一つ壊す対象の第二庁舎でございますが、こちらは昭和44年に建築したもので、経過年数は51年たっております。壊した後のにつきましては、公用車の駐車場ということの利用を考えているところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） ありがとうございます。それでは、最後に何点か絞って質問を行いたいと思います。

まず、個人市民税ですが、1年間の納税猶予の特例制度でありますので、最終的には納付いただけるものと思いますが、この制度により収納見込みに対してはどのような影響があるのかを伺います。

次に、法人市民税ですが、市内の法人数は伸びている、それに比べ税収は減っています。これは中規模以上の法人の影響なんだろうと、そういうような想像ができますが、担当課ではどのような分析をしているのかお尋ねします。

続いて、固定資産税ですが、現在発令されている非常事態宣言が解除されたとしても、すぐに元のように回復するのは困難であろうと思います。そんな中、新たな生活様式に合わせた事業形態を模索する事業者、事業規模を縮小せざるを得ない事業者、あるいは休業や廃業などせざるを得ない事業者など、厳しい状況であります。

しかしながら、様々な市民サービスを提供していく上においては、市税は大切な財源であり、今後も適正な課税と徴収を、担当の職員は大変でありますけれども、行っていただかなければなりません。コロナ禍の中、感染は減少しつつありますが、千葉県を含めた首都圏では下げ止まりの傾向が見られます。その対策を担当課に伺いたいと思います。

次に、財政調整基金繰入金ですが、この基金の今後の在り方、それにコロナウイルス感染症対策への活用を考えているのか、考えていくのか伺います。

次に、公用車管理費ですが、車両の保管場所を伺いました。新庁舎開庁に伴い、職員駐車場は今後、近くに整備されなければならない、されていくものと思いますが、第二庁舎に止める予定の公用車、これは新庁舎からだいぶ離れた位置で、時間もかかり、とても効率的とは言えません。これでは公用車保管場所に別の車で送迎するようなことも想定しなければならない。しかし、新庁舎隣接には、幸いなことに真剣に手続きを踏めば、駐車場用地となり得る場所が多々ございます。できる範囲の回答でお願いしたい、そのように思います。

最後に、解体撤去工事ですが、施設というのは必ず老朽化し、修繕等が必要となります。施設を長く使用することは大切なことではありますが、人口減少や少子高齢化による財政支出が増える中、公共施設の現状や将来の見通しを踏まえた予算計上を望みますが、本市の見解を求めます。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） それでは、市民税の関係でございます。収納見込みへの影響はということでございます。

こちらにつきましては、まず令和2年度の現年度分の収納状況でございますが、本年1月末現在の国民健康保険を除く市税全体の収納率は88.15%、対前年比0.49ポイントのマイナスで、金額にしますと約3,700万円となっております。

猶予した市税につきましては、一部は年度内に納付されることもあります。ほぼ新年度に繰り越されますので、令和3年度の滞納繰越分の収納率を微増で見込みました。

続きまして、法人市民税の関係でございます。税収は減っているが、どのような分析をしているかという内容でございました。

法人市民税に関しましては、特に中規模以上の法人に関しては、業績の上振れ・下振れや設備投資の有無によりまして、数百万円単位で税額の増減が発生してまいります。令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症が多くの企業に影響を与えていることから、法人の業績などに応じて課税する法人税割は、対前年比6.7%、1,510万3,000円の減と見込んだところでございます。

続きまして、（3）固定資産税でございます。下げ止まりの対策はということでございます。

先ほど議員のほうからお話もございましたが、税務課としましては、税の公平性の観点から、適正な課税と徴収を行わなければなりません。しかしながら、納税が困難な方も出ていくことが予想されますので、猶予制度の周知を図るとともに、納税相談では丁寧かつ柔軟に対応していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、私のほうから財政調整基金の繰入れについてとしまして、今後の財政調整基金の使い道、新型コロナウイルス感染症対策への活用を考えているのかということでございますけれども、財政調整基金の今後の繰入れにつきましては、歳入や事業の執行状況など、様々な事情もございますので、今後の財政状況を見極めつつ、財源としての活用を検討してまいりたいと思います。

新型コロナウイルス感染症対策に対する基金の活用につきましては、今後の新型コロナウイルス感染症の状況や経済情勢などを踏まえ、国・県の動向を注視しながら、必要であれば、その対応について考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（木内欽市） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（宮内敏之） それでは、公用車の関係で置き場所、第二庁舎の跡はかなり不便だということといろいろとご提案ありがとうございます。今後、またご提案いただいたように、近くにある施設の転用なり、また公用車の削減など、そういった面でいろいろと調整を行いまして、配置するスペースのほうを有効に活用できるように考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

あと、庁舎管理費のほうになりますけれども、そういった改修費用につきましては、用途がなくなった施設を再利用するために改修し、また多面的な利用ができるようなものにどんどん改修しまして、公共施設等総合管理計画に定めます所有する面積の減少に向けて調整を行っていききたいというふうに考えております。

現に今回予算要求でお願いしました海上施設につきましては、まだ確定はしておりませんが、幾つか候補が挙がっていますので、一、二年のうちには調整を図って活用できるようにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 先ほどご質問の中でこれからの施設の老朽化ということをご心配い

ただきまして本当にありがとうございます。今後の方針でございますが、市内の施設いろいろございます。公共施設の総管理計画、個別計画に基づきまして、適正な計画を立てて、それに基づいて必要な予算額をその時期、時期に計上する形で進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の質疑を終わります。

続いて、平山清海議員。

○2番（平山清海） 14ページ、市たばこ税が大変な金額であります。5億61万3,000円について伺います。前年度と比較して大幅に増額となっております。昨年たばこ税が増額されましたが、一方、禁煙者も増えたと聞いております。増額となった具体的な根拠についてお尋ねします。

○議長（木内欽市） 平山清海議員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） たばこ税の税額の要因ということでございます。市たばこ税は5億61万3,000円で、前年度比1,025万円、2.1%の増を見込んでおります。喫煙をめぐる規制の強化、健康に関する意識の高まりによりまして、喫煙人口が減少していることから、たばこの消費本数も減少傾向でございますが、令和3年10月にたばこ税の増税が予定されていることから、増を見込んだものでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 平山清海議員。

○2番（平山清海） ありがとうございます。また、近年、電子たばこの愛煙者が増えていますが、この電子たばこには税金がかからないと聞いています。どのようになっているのかお伺いします。

○議長（木内欽市） 平山清海議員の再質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） 現在のところ、一般にいう紙巻きたばこにつきまして税をかけておるところでございます。電子たばこにつきましては、かかっておりません。

○議長（木内欽市） 平山清海議員の質疑を終わります。

続いて、遠藤保明議員。

○3番（遠藤保明） 令和3年度旭市一般会計予算についてお伺いいたします。

199ページ、道路排水路等清掃委託料について、1,970万円について、具体的な内容についてお尋ねします。また、清掃箇所と旧地域ごとの数についてもお尋ねします。

同じく199ページの道路維持補修事業についてお尋ねします。3億5,003万円について、具体的な内容についてお尋ねします。これも箇所と旧地域の数についてもお尋ねします。

201ページ、道路新設改良工事3億3,022万2,000円についてお尋ねいたします。これも具体的な内容についてお尋ねします。同じく箇所と地域はどの辺でやるかということについてお尋ねします。

207ページ、公園維持管理費の土地等の借上料731万2,000円についてお尋ねします。公園ごとの地権者数と面積、平方メートル当たりの金額についてお尋ねいたします。

224ページ、防災行政無線整備工事についてお尋ねします。整備費1,129万4,000円について、具体的な内容についてお尋ねします。

以上です。

○議長（木内欽市） 議案の質疑は途中ですが、ここで11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時 5分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど税務課長より発言を訂正したい旨の申出がありましたので、発言を許可します。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） 先ほど平山議員の再質問の中で、電子たばこに課税されるかというお話がございました。税制上、電子たばこという定義がございませんで、今、水蒸気等を吸うようなものもあると聞いております。もちろんそのようなものにつきましては、税はかからなくなっております。しかしながら、俗に言われる加熱式たばこいいでしょうか、ニコチン等含まれているものが一部ございますが、そちらのものについて一部課税されるものがございます。訂正して、おわびしたいと思います。どうもすみませんでした。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 引き続き遠藤保明議員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、遠藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、議案第1号、199ページ、道路排水路等清掃委託料1,970万円についてということでございます。こちらの事業につきましては、市道及び市が管理します法定外公共物、赤道、青道等の除草、あるいは枝の伐採、そのほか街路樹等の維持管理などの事業でございます。

それで、場所につきましては、幾つかの事業がございますが、主な事業につきましてご説明したいと思います。まず、道路の環境整備委託ということで、市内全域を対象としまして除草作業を委託しております。それと、街路樹維持管理業務委託ということで、鎌数工業団地の周辺の街路樹を管理してございます。それと、道路の除草作業委託ということで、こちらは除草でも市内全域を行っております。あとは樹木保守管理業務委託で総堀線等を実施してございます。

次に、同じく199ページの道路維持補修事業でございます。こちらは主に老朽化いたしました道路の破損に対する補修等を行っております。大きな工事請負費3億3,000万円ほどございます。こちらが市内14路線を令和3年度には計画しております。旭が5路線、海上が5路線、飯岡が1路線、干潟が3路線、計14路線でございます。

それと、委託料としまして1,900万円ほど取ってございます。こちらは簡易的な補修と申しますか、大工事にならないような簡易的なものを見込んでおりまして、市内全域を対象としております。こちらが委託料として1,900万円組んでございます。

続きまして、201ページ、道路新設改良事業でございます。こちらは事業内容としましては、幅の狭い道路の拡幅、そのほか道路の側溝等の整備、あるいは未舗装道路の舗装工事に要する費用等を計上したものでございます。

こちらの主な路線、あるいは地域でございますが、まず改良工事でございます。令和3年度は11路線ほど見込んでおります。旭が5路線、海上が2路線、飯岡が3路線、干潟が1路線を見込んでおります。

続きまして、排水路等の整備でございます。旭が7路線、海上が3路線、飯岡、干潟がそれぞれ1路線でございます。

続きまして、舗装の新設でございます。旭の1路線を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 都市整備課からは207ページの公園維持管理費の土地借上料731万2,000円についてお答えいたします。

ご質問につきましては、地権者数と面積、それと1平米当たりの単価ということでお答えしたいと思います。

まず、この予算につきましては、都市整備課が所管している都市公園及びその他の公園のうち、公園用地の一部として借用する土地に対して支払う借上料となっております。

該当の公園につきましては、旭スポーツの森公園、旭文化の杜公園、萬歳自然公園でございまして、地権者数は44名でございます。契約面積につきましては、トータルで8万533.29平米でございます。1平米当たりの借り上げの単価につきましては幅がございます。1平米当たり1円から1,500円というところになってございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 私からは224ページの防災行政無線整備工事についてお答えいたします。

内容ですが、屋外子局、いわゆる屋外スピーカーでございます。これを2基設置する工事です。設置する場所は、一つは、第二市民会館の駐車場を予定しております。これは現在本庁舎に設置しております屋外子局が、庁舎の解体によりまして使用できなくなりますので、その代替として設置するものでございます。もう一つは、足川岡にございます宝持院が所有しております上の塚墓地の周辺を予定しております。

こちらにつきましては、かねてから地元区より要望がございまして、市で調査しましたところ、音が届く範囲内に屋外子局が設置されていないということで、さらに言うと、津波の浸水想定区域内であるということもありまして、新たに設置するものでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 遠藤保明議員。

○3番（遠藤保明） では、再質問させていただきます。

199ページ、道路排水路等清掃委託料についてですけども、地域で勤労奉仕で排水路清掃を行っています。市の中で排水路清掃を行っている地区が、またやってない地区があるのかお聞きしたいと思います。

それと、もう1点、道路維持補修事業の関係ですが、以前、地区から道路の補修要望が多数あると聞いていますが、この予算額で十分足りると思いますが、どのくらいかかるでしょうかお尋ねします。

それと、ページ207なのですが、干潟地区の萬歳自然公園に関してですが、国土調査が終

わりまして、課税はどういう状態になっていますでしょうか、また支払いはどういう状態でしょうか、お尋ねします。

以上です。

○議長（木内欽市） 遠藤保明議員の再質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、私のほうからは、まず199ページ、道路排水路整備工事の関係です。地区で勤労奉仕等で側溝清掃等をしているのか、その把握はしているのかという内容だと思いますが、申し訳ございません、私のほうではちょっと把握しておりません。

それと、道路維持補修の関係でございます。要望に対するその件数、あるいはどのぐらいで処理ができていますのかということでございます。できる限り要望を取り入れまして、対応を考えておりますが、どうしても道路の幅員、あるいは境界が決まっていない等の理由もございまして、要望に全て沿うようなことはできていない状況でございます。

まず、令和3年度予算の中では、要望に対して3件ほど盛り込んでおります。あとは継続事業等でしておるんですが、新規の要望はたしか3件ほど見込んでいると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（木内欽市） 都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 萬歳自然公園のほうの国土調査があったというところで、課税はどのようになっているか、また支払いはというご質問でございました。

課税の状況は、都市整備課のほうではちょっと現在の状況を把握できておりません。それで、支払いにつきましては、年度末に一括で所有者のほうに支払っているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 税務課長。

○税務課長（伊藤義一） 萬歳自然公園の課税の状況ということでございます。国土調査をしますと土地の面積が増えたり減ったりということがございます。減った分につきましては、その都度、安くなるということで、課税をしております。増えた分につきましては、令和2年にこの事業が完了しましたので、令和3年から一斉に上がるというように考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 遠藤保明議員。

○3番（遠藤保明） それでは、同じく道路排水路清掃委託料に関してですが、排水路が詰ま

ったり、豪雨などで冠水することが予想されますが、排水路の管理は誰が行っているかお尋ねします。

○議長（木内欽市） 遠藤保明議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、遠藤議員のご質問にお答えします。

排水路の管理というお話でございます。まず、市道等で改良等で行いまして、排水路整備したものについては、建設課で管理しております。あと、土地改良関係とかがございますので、その場所、場所で管理の団体が存在しているのかなと感じております。

それで、清掃のお話が出ましたが、清掃等が必要であれば、ご要望いただきまして、あと環境課等も立会いをいただき、現場を見ながら対策の方法を考えていきたいと思っています。以上です。

○議長（木内欽市） 遠藤保明議員の質疑を終わります。

続いて、片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） それでは、議案第1号、令和3年度旭市一般会計予算の議決について伺いたいします。

最初に、178ページ、説明欄3の有害鳥獣駆除の中の鳥獣被害防護柵設置事業補助金200万円の具体的な内容についてお尋ねいたします。

次に、200ページ、説明欄4の急傾斜地崩壊対策事業2,860万円の着工時期など、またどのように行うのか、具体的な内容についてお尋ねいたします。

次に、203ページ、説明欄6の災害復興津波避難道路整備事業3億4,598万円について、補正予算で減額して、今年度予算計上していましたが、具体的な内容についてお尋ねします。

また、買収できない用地があると聞いていますが、どのようになっているのかお尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 片桐文夫議員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） それでは、私のほうからは（1）、178ページの有害鳥獣駆除事業、鳥獣害防止柵設置事業補助金200万円についての具体的な内容ということでお答えいたします。

本事業は、イノシシやハクビシン等の有害獣による農作物への被害防止のため、農地に電気柵を設置する農業者に対し補助を実施するものです。対象となるのは、市内に住所がある

農家、または法人で、補助額につきましては、資材費の2分の1、または10万円のいずれか低い額となります。

また、補助を受ける人が所有、または借用し、耕作していること等、要件を満たす必要がございます。この予算額200万円につきましては、10万円の20件ということで予定してございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、私のほうからは200ページ、急傾斜地崩壊対策事業の工事費2,860万円について回答したいと思います。

こちらは令和3年度の工事費につきましては、飯岡地域の横根地先ののり面の工事を予定しております。工法につきましては、現在まだ設計を発注している状況でございます。そこで、工法を先にお話ししますが、現在、業者と打合せしているところでは、だいたい延長が30メートルございます。そこに土が落ちてこないような擁壁を、高さが3メートルから5メートルぐらいの間でということで計画しているところでございます。発注時期につきましても、まだ未定ではございますが、時期的には梅雨明けぐらいが適しているのではないかとということで、内部で検討を進めております。

続きまして、203ページ、震災復興・津波避難道路整備事業の関係でございます。

まず、補正予算での減額につきましては、この主な事業につきましては、東日本大震災復興交付金でございまして、令和2年度でこちらの事業が終了となることから、減額させていただいております。

それで、津波避難道路としましては、椎名内西足洗線と横根三川線の2路線がございます。こちらが計画どおりに他の補助事業等を活用しながら、事業は進めていこうと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） それでは、何点か再質問いたします。

まず最初の鳥獣被害防護柵設置事業補助金についてですが、補助金の申請方法はどのように行うのかお尋ねいたします。分かりやすく市民の方ができる体制を教えてくださいと思います。

次に、200ページの急傾斜地崩壊対策事業2,860万円に対してなんですけども、今、梅雨明けぐらいの着工予定ということを知ったのですが、地区の方々は大雨が降ると不安な日々が

続くということですから、一日も早くできればと思いますので、よろしくお願いいたします。

203ページの震災復興・津波避難道路整備事業の再質問なんですけども、今回用地購入費として、物件補償費で9,400万円ほど計上してありますが、この金額で全ての用地が購入でき、あとは工事を行うだけなのかお尋ねいたします。

以上です。

○議長（木内欽市） 片桐文夫議員の再質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

申請方法ということで、手続きにつきましては、申請書に設置箇所の位置図、電気柵の見積書、柵の形状や規格等の資料を添えて、農水産課のほうへ提出していただきます。

その後、市の交付決定を受け、電気柵を設置していただくことになりますが、設置が完了しましたら、領収書や完成写真等を添えて、実績報告書を提出していただくことになります。

最後に、審査を経まして、補助金等交付になります。補助金につきましては、申請者の指定されます口座のほうへ振込をされることとなります。

以上です。

○議長（木内欽市） 建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、津波避難道路の関係で用地費と物件補償費9,400万円の件につきましてご回答いたします。

9,400万円でおおむね全体の路線の中の用地の金額を網羅していると思います。こちらが買えるであろうという想定で予算は組んでありますので、あともし買えたとしたら、工事のほうはその都度進めていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） 最後に1点、再々質問いたします。

津波避難道路の件なんですけども、矢指地区の津波避難道路は順調に整備が進んでいるかと思っています。震災で旭市の一番の被害地区、飯岡地域の整備事業はどのようなになっているのかお尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 片桐文夫議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、横根三川線につきましては、延長1,300メートルございます。そのうち現在430メートルが完成しております。次年度には590メートルが完成する予定でござ

ざいますので、進捗率は45.4%ぐらいになろうかなということで計画しております。

以上です。

○議長（木内欽市） 片桐文夫議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、議案第1号、令和3年度旭市一般会計予算についての質問をいたします。

13ページ、市民税個人税29億9,900万円についてであります。コロナ禍により、令和2年中の個人所得がかなり減ったと思われます。また、現在も緊急事態宣言が発令されている中で、個人市民税が令和3年度は減収が見込まれると考えますが、どのような根拠で算出したのかお伺いいたします。

2点目は、同じく13ページ、市民税法人税3億5,756万6,000円についてであります。本市の企業はほとんどが資本金1億円以下の中小企業の法人だと思われます。コロナ禍により、多くの企業では減収になっています。令和3年度の法人税の算出根拠についてお伺いいたします。

次に、同じく13ページ、固定資産税現年分28億7,915万2,000円についてであります。予算説明では固定資産税の土地分の増収が見込まれるとのことですが、具体的な算出根拠についてお尋ねします。

次に、15ページ、都市計画税2億4,857万2,000円についてであります。市内と市外の納税者数と課税金額についてお尋ねします。

18ページ、地方交付税84億2,000万円についてであります。普通交付税が73億7,000万円の内訳として、公債費算入分、病院算入分、それからその他、つまり真水ですね、おのこの額についてお尋ねします。

また、特別交付税は、特殊な事情があった場合交付されるものです。具体的にどのような特殊事情分が交付されるのかお尋ねします。

27ページ、旅券窓口等整備事業補助金60万円について、これは具体的な内容についてお尋ねします。

35ページ、前年度繰越金6億円について、前年度と比較して2億円増額となっております。予算で2億円増やした具体的な理由についてお尋ねします。

38ページ、臨時財政対策債11億8,000万円についてであります。令和2年度の発行可能額が6億9,332万円、令和元年度が7億4,793万円となっている中で、令和3年度の臨時財政

対策債の借入額は11億8,000万円となっていますが、大幅に増えた要因と発行可能額についてお尋ねします。

次に、66ページ、生涯活躍のまち形成事業5億7,126万4,000円について、具体的な内容についてお尋ねします。

同じく67ページ、道の駅整備基金積立金600万3,000円についてであります。道の駅の貸付料として、その金額を基金に積み立てるものですが、コロナ禍で道の駅も営業時間を短縮しているように聞いています。道の駅の経営状況も厳しいのではないかと考えますが、その中で道の駅の経営状況はどのようになっているのかお尋ねします。

99ページ、旭市社会福祉協議会補助金1,692万3,000円について、これは職員の給与などの運営補助金なのか、またどのような根拠でこの補助金を交付しているのかお尋ねします。

99ページ、あさひ健康福祉センター運営事業2,906万3,000円について、具体的な内容についてお尋ねします。

101ページ、飯岡福祉センター運営事業指定管理料1,497万6,000円ですが、具体的な指定管理料の算出根拠についてお尋ねします。

111ページ、シルバー人材センター運営補助金690万円について、具体的な補助金の算出根拠についてお尋ねします。

141ページ、旭中央病院負担金23億4,274万円についてであります。これは交付税の算入額を病院へ負担するものと思いますが、普通交付税と特別交付税に算入されているおのこの金額についてお尋ねします。

151ページ、東総地区広域市町村圏事務組合負担金4億478万4,000円についてありますが、具体的な内容についてお尋ねします。

159ページ、廃棄物収集運搬処理委託料1億7,059万3,000円について、具体的な内容についてお尋ねします。

160ページ、グリーンパーク改修工事1,054万5,000円について、具体的な内容についてお尋ねします。

190ページ、観光施設利用助成金200万円について、具体的な内容についてお尋ねします。

192ページ、看板作成委託料176万円について、具体的な内容についてお尋ねします。

202ページ、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業6億8,347万5,000円についてでございますが、買収できない用地があると聞いていますが、用地は購入できたのかお尋ねします。併せて具体的な内容についてお尋ねします。

252ページ、旧海上庁舎管理費1,751万8,000円について、これは教育予算に計上した理由と施設の活用方法についてお尋ねします。

273ページ、コンサルティング業務委託料647万9,000円について、具体的な内容についてお尋ねします。

278ページ、スポーツ大会招致・開催補助金220万円についてであります。どのような大会を招致するのか、具体的な補助金の内容についてお尋ねします。また、招致することによるメリットについてお尋ねします。

278ページ、日独交流事業開催補助金50万円についてであります。具体的な内容についてお尋ねします。また、この事業は卓球のドイツチームをオリンピック事前キャンプ地として誘致するための事業なのか併せてお尋ねします。

287ページ、給食センター施設改修工事5,628万9,000円について、具体的な内容についてお尋ねします。

296ページ、公債費32億5,036万3,000円についてであります。元利合わせて交付税に算入される額と交付税に算入されない起債の本数についてお尋ねします。

302ページ、給与費明細書、1の総括であります。職員数について、職員数の減になった理由と具体的な部署についてお尋ねします。

302ページ、住居手当について、職員数が減った中で、前年度と比較して増えた理由についてお尋ねします。

304ページ、イの会計年度任用職員数についてであります。前年度と比較して大幅に増えていますが、その具体的な理由についてお尋ねします。

312ページ、地方債の現在高の見込みに関する調書についてであります。令和3年度末の借入金の残高のうち合併特例債と臨時財政対策債の合計額と交付税に算入される額についてお尋ねします。なお、元金分の残高ですので、元金分に対しての算入額をお願いします。

以上で一般会計の予算の質疑は終わります。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） それでは、税務課からは（1）個人市民税の関係でございます。先ほども発言させていただきましたが、予算見込みについてということで、市民税の8割を占める給与所得につきましては、リーマンショックと同程度の落ち込みを見込みまして、対前年比4.8%の減、そして営業所得につきましては、コロナウイルスに関する各支援金の申請

状況等を踏まえまして、所得金額で前年比30%の減、農業所得につきましては、新型コロナウイルスの影響等を考慮しまして、前年比8.4%の減ということでございます。給与所得につきましては、全体の8割以上を占めるということでございますので、給与所得の大きな落ち込みがかなり影響しているのかなというように考えます。

続きまして、市民税、法人税の関係でございます。減の要因ということでございますが、個人市民税と同様でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響に加えまして、税制改正により法人市民税の一部が交付税の原資とされたことによりまして、法人の規模に応じて課税する均等額はほぼ横ばいということでございます。こちらに対しまして、法人の業績などに応じて課税する法人税割でございますが、前年比6.7%、1,510万3,000円の減と見込んだものでございます。

続きまして、固定資産税、土地の上がった具体的な要因はということでございました。こちらの要因につきましては、土地につきましては宅地化が進んでいること、それと干潟地区及び谷丁場地先の国土調査の完了、登記完了に伴う地籍更正が主な原因でございまして、対前年比0.8ポイントの増を見込んだものでございます。

続きまして、都市計画税でございます。市内外の納税者数と課税額ということですが、市内納税者数は約1万5,000件で課税額2億500万円でございます。市外納税者数は約2,000件で課税額5,600万円でございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、私のほうから18ページ、地方交付税について、普通交付税73億7,000万円の内訳ということで、この内訳につきまして、病院への繰出分につきましては14億6,400万円ほど、公債費分につきましては23億1,000万円ほどで、その他いわゆる真水分につきましては36億円ほどです。

それと、もう1点、特別交付税についてですけれども、特別交付税は10億5,000万円ですけれども、これにつきましては普通交付税で捕捉されなかった特別な財政需要に対して交付されるもので、主なものとしましては地方バス路線運行維持に係る経費、定住自立圏構想に係る経費、病院分などを見込んでおります。

以上です。

○議長（木内欽市） 市民生活課長。

○市民生活課長（遠藤泰子） それでは、私のほうから27ページ、旅券窓口等整備事業補助金

についてお答えいたします。

具体的には、本年5月10日から県より権限移譲を受けまして、新たにパスポートの発券事務を行うに当たり、窓口整備のため必要となる備品や消耗品の購入に対する初年度1回限りの補助金でありまして、補助率は10分の10で、限度額60万円を見込んだところでございます。以上です。

○議長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、私のほうから35ページ、前年度繰越金についてと38ページ、臨時財政対策債についてお答えいたします。

繰越金2億円増となっている理由ということでございますけれども、繰越金につきましては、令和2年度は、令和元年の台風15号からの一連の災害による支出の増を見込み4億円を計上いたしましたけれども、それまでは5億円を計上しておりました。それで、令和3年度につきましては、財源の関係もございまして、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で実施できなかった事業などの執行残を見込み、6億円を計上したものでございます。

続きまして、臨時財政対策債です。臨時財政対策債が大幅に増えた理由と発行可能額はということでございますけれども、臨時財政対策債の予算額につきましては、地方財政計画の伸び率を参考に推計しておりますけれども、国はコロナウイルス感染症の影響により、地方税収入や国税5税が大幅に減少する中で、社会保障関係経費の増加などにより、各地方公共団体へ交付する交付税の財源が不足する状態となっておりまして、臨時財政対策債の額が増となっていることから、本市の臨時財政対策債の予算額についても増額で見込んだものであります。

臨時財政対策債の予算額ではない実際どれだけの額になるのかということでございますけれども、これは正式には7月に分かる見込みですけれども、現在の見込額としては12億1,000万円ほどを見込んでおります。

以上です。

○議長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、まず66ページ、生涯活躍のまち形成事業の具体的内容です。

来年度予算計上しましたこちらの事業の具体的内容ですが、主なものとして、生涯活躍のまち事業化支援業務委託料として1,047万2,000円、ふるさと回帰支援センターへのブース出展等で137万円、多世代交流施設整備費負担金として4億7,368万2,000円、指定管

理料として8,500万円となっております。

それと、67ページ、道の駅整備基金積立金に関して、道の駅の現況、状況はどうかということですが、議員もおっしゃっていましたとおり、コロナ禍の影響ということで、昨年の4月、5月は非常に売上げが落ちました。ただし、5月の緊急事態宣言解除以降、6月から昨年より上回る売上げを記録しておりまして、累計でいきますと直営とテナントを合わせまして、昨年12月末で前年比6.18%の増ということで、経営は順調となっております。

○議長（木内欽市） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） それでは、予算書99ページになります。（11）旭市社会福祉協議会補助金1,692万3,000円、どのような根拠で支出するかにお答えいたします。

本補助金は、高齢者、障害者等地域住民の多様なニーズに応えるべき民間福祉活動の中核として位置づけられている社会福祉協議会に対して、事業の充実を図るため人件費を助成するものです。内訳としまして、事務局長及び福祉活動専門員2名、合わせて3名分の人件費となります。支出の根拠でございます。

この補助金は、社会福祉法58条で助成というところがございます。それに基づきまして、国または地方公共団体は必要があると認めるときは、当該地方公共団体で定める手続きに従い、社会福祉法人に対し補助金を支出することができるとされております。

続きまして、（12）のあさひ健康福祉センター運営事業2,906万3,000円について、具体的な内容でございます。

こちらは地域社会の健全なる発展及び福祉の増進を図るために設置された施設でございます。当該施設は、浴場、カラオケのできる多目的ルーム、高齢者向けのトレーニング室、くつろげる和室の休憩室などがあり、住民の健康維持増進並びに地域のコミュニティの醸成を図る場所として提供しております。

本事業費は、あさひ健康福祉センターの施設の管理運営に係る費用で、事業費の主なものは施設管理職員の報酬や給与等、光熱水費や維持補修費、浴場設備保守点検委託料等の建物維持管理費となります。

続きまして、（13）の飯岡福祉センター運営事業指定管理料1,497万6,000円について、具体的な算出根拠ということでございます。

この1,497万6,000円は、飯岡福祉センターの指定管理料となりまして、施設の管理を旭市社会福祉協議会にお願いしております。

指定管理料の算出根拠でございます。飯岡福祉センターの運営事業費の内訳ということで

申し上げたいと思います。主なものとして、人件費が501万8,000円、これは臨時職員4人と社会保険料等となります。次に、水道光熱費691万2,000円、これは電気、水道、ガスの料金でございます。消耗品費として80万6,000円、これは浴室、トイレ等の消耗品となります。修繕費が31万9,000円、維持管理委託料として377万8,000円、これは警備、清掃、浴槽管理の委託料でございます。

続きまして、(14)のシルバー人材センター運営補助690万円について、こちらの具体的な算出根拠ということでございます。

シルバー人材センターの運営補助金は、運営費の不足額を助成し、運営を支援するための費用であります。人件費や管理費、事業費が対象となっております。シルバー人材センターの令和3年度の予算案、歳入1億5,006万4,000円に対し、歳出1億5,696万4,000円で、不足となります690万円を運営費補助金として助成するものであります。なお、歳入の中には市と同額の国庫補助金が含まれる予定でございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、私のほうから141ページ、旭中央病院負担金23億4,000万円の内訳についてということでございます。内訳としましては、普通交付税分として14億6,400万円ほど、特別交付税として8億7,900万円ほどを見込んでおります。

以上です。

○議長（木内欽市） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） 私のほうからは(16)になります。東総地区広域市町村圏事務組合負担金4億478万4,000円についてご説明いたします。

こちらは東総広域の一般廃棄物処理事業特別会計に係る負担金でございまして、4億478万4,000円の内訳としましては、一般廃棄物処理施設の建設費負担金が4,484万3,000円で、一般廃棄物処理施設の管理運営費のほうの負担金が3億5,994万1,000円でございます。

続きまして、(17)になります。廃棄物収集運搬処理委託料1億7,059万3,000円についてでございます。

こちらはごみステーションのステーション回収に係ります廃棄物収集運搬業務委託料と同じくステーション回収した瓶の資源化業務の委託料になっております。

続きまして、(18)グリーンパークの改修工事についてですが、こちらの工事費1,054万5,000円につきましては、旭市グリーンパーク最終処分場の水処理施設の補修工事費となり

ます。この水処理施設というのは、グリーンパークの浸出水を浄化しまして、放流する施設が入り口のところにございます。その施設の補修工事となります。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、私のほうから（19）、190ページ、観光施設利用助成金200万円についてご説明いたします。

こちらは旭市に観光目的で来訪し、市内宿泊施設に宿泊される方に対し、1人1泊2,000円の宿泊料を補助するものでございます。利用については1,000名程度を予定しております。合計200万円でございます。

続きまして、（20）、192ページの看板作成委託料176万円についてでございます。

こちらは2点、看板を作成いたします。

まず、1点目は、長熊釣堀センターの入り口に設置します看板でございます。釣堀センターが奥まった場所にあり、分かりづらいということで、県道沿いに看板を設置いたします。事業費は11万円でございます。

もう1点は、市内12か所にあります13枚の観光案内板でございます。これは大きな観光案内板ですが、こちらの貼り替えを考えております。観光案内板は5年前に貼り替えをいたしました。その後、経年劣化等の修繕、それから今回、市役所の位置なども変わります。そうしますので、地図の変更もでございます。また、掲示している観光情報の差し替え等を併せまして今回行うものでございます。事業費165万円を予定しております。

なお、この観光案内板につきましては、千葉県観光地魅力アップ整備事業費補助金の対象であり、対象経費の3分の2が県から補助される予定でございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、私のほうからは202ページ、飯岡海上連絡道三川蛇園線の関係でございます。

未買収があるが、買収できたかというご質問がございました。残念ながら、まだそちらのほうは買収はできておりません。その内容はということなのですが、まず道路がよくなることで、交通量が多くなる。そこで、付近の施設をお持ちなのですが、そちらにいろいろ交通安全対策として施設を設けてほしいという内容でございます。

ただ、そちらは警察の管轄になってしまいますので、うちのほうでできるような施設を今

模索しております。ご本人にも提示してございます。設置済みの現場等も職員で視察に行ったり、確かめておりますので、後日、地権者には提案していきたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（宮内敏之） それでは、252ページの庁舎管理の関係でございますが、教育費の中に計上させていただいた理由につきましては、新年度から海上支所の廃止に伴いまして、近接する海上公民館と一体的に生涯学習課が庁舎管理として鍵管理、設備の日常点検等を想定したものでございます。

次に、施設の活用方法につきましては、市民の生涯学習の場として利用頻度の高い海上公民館をより有効的に利用するため、海上支所庁舎の活用を想定しているところでございます。また、老朽化する施設内に入っています団体など、今後の受入先として、有効活用を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木幹夫） それでは、私からは（23）、273ページのコンサルティング業務委託料についてお答えいたします。

このコンサルティング業務委託料は、史跡大原幽学遺跡整備基本計画策定に係る委託料でございます。

史跡大原幽学遺跡整備基本計画は、平成29年度に策定いたしました保存活用計画に基づき、幽学遺跡を取り巻く環境の変化を視野に入れた具体的な今後の整備手法の設定や史跡公園、便益施設の配置計画について、周辺地域と連携した整備の在り方等をまとめる計画でございます。

国指定後、60年余りを経過した史跡の整備基本計画策定は全国的にもあまり例がなく、他市の事例を参考とすることは難しい状況で、逆に国・県からも注目がされているところでございます。

具体的に業者に委託する業務といたしましては、策定委員会で出た専門的な意見を図面や表を加えて分かりやすく文章化したり、現実的な手段・方法として、機器や技術等を選定したりいたします。加えて、この整備基本計画書の構成及び編集、印刷製本、概要版の作成などを行うものでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） それでは、体育振興課からは278ページ、まずスポーツ大会招致・開催補助金で、どのような大会を招致しているのかとメリットはどういうものがあるのかという質問でした。お答えします。

まず、招致している大会ですけれども、これは3大会ございます。一つ目が、公益財団法人日本卓球協会が主催しております世界ジュニア卓球選手権大会日本代表選手選考会になります。二つ目、三つ目の大会は、千葉県卓球連盟が主催する大会で、まず全日本卓球選手権大会ホープス・カブ・バンビの部千葉県予選会、これは小学生が対象です。それと、千葉県知事杯夏季中学校卓球大会の3大会となります。

メリットはということでした。

まず、メリットなのですが、市内の子どもたちなどが同年代トップ選出のプレーを間近で見ることができますし、また選考会などでは、日本ジュニアナショナルチームの監督、またコーチによる実技指導なども行われるなど、卓球競技への普及、競技力の向上を図ることができると考えております。また、市外から観客を呼び込めますので、都市住民との交流、また旭市の知名度アップにつながると考えております。

続きまして、同じページの日独交流事業開催補助金についてで、こちらについては具体的な内容と、またオリンピック事前キャンプ事業なのかということでご質問がございました。お答えします。

この補助金ですけれども、これは千葉県と姉妹都市連携を締結していますドイツのデュッセルドルフ市が、旭市を会場にして、卓球交流を行っております。それに対する補助金となります。あくまでも県とデュッセルドルフ市の卓球交流でございますので、オリンピック事前キャンプとは別の事業となっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） それでは、学校教育課から（26）、287ページ、給食センター施設改修工事5,628万9,000円についてお答えいたします。

改修工事の具体的な内容でございますが、1点目、陸屋根部分の防水改修工事、2点目、屋根塗装改修工事、3点目、空気チャンバー、送風機各4基交換の換気設備改修工事、4点目、LED照明61か所設置の天井照明改修工事でございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、私のほうから296ページ、公債費32億5,800万円の交付税算入見込額と市の実質負担額はということでございますけれども、公債費32億5,036万3,000円に対しまして、交付税算入見込額は23億1,400万円ほどを見込んでおります。差し引きしました交付税算入見込額を除いた実質負担額につきましては9億3,600万円ほどを見込んでおります。

それと、交付税に算入されない起債の本数ということでございますけれども、これは合併前に古いものは何本かあるようではございますけれども、何分資料がすぐ出ませんので、ちょっと今ご回答することはできません。申し訳ございません。

○議長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 私からは3点お答えしてまいります。

まず、302ページの給与費明細書の職員数についてです。14人減となっている理由といたしますか、内訳でございますが、正規の職員分で6人、これは主に塵芥施設の職員分の減です。もう一つは、会計年度任用職員で8人の減、これは主に保育所でございます。いずれも予算ベースということでございます。

次に、同じ302ページの住居手当でございます。増額の要因ですが、これは結婚などでアパートを借りる人数が増えたことによるものでございます。

次に、304ページです。大幅増というお尋ねでございましたが、これは括弧書きのほうの職員数のことをおっしゃっているのかということでお答えいたします。

括弧書きの職員数につきましては、パートタイム会計年度の職員数でございまして、前年度と比べて53人増えているわけでございますが、主な要因は健診ですとか、選挙などで短期間従事するいわゆるスポット的な職員も含まれているために増えたものでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、312ページになります。地方債の現在高の見込みに関する調書について、合併特例債、臨時財政対策債、その他の起債の額はということでございますけれども、令和3年度末現在高見込額につきましては330億7,087万3,000円で、その内訳としまして、合併特例債が165億5,800万円ほど、臨時財政対策債が116億7,600万円ほど、その他の起債が48億3,700万円ほどとなっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 議案の質疑は途中ですが、昼食のため1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時10分

再開 午後 1時10分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、再質問します。

13ページ、市民税の関係でございますが、先ほどの答弁を聞いて、私も隔世の感がします。それは昔は農業者とか、そういう者、所得が多かった中で、給与所得が今8割を占めるということです。その中で特別徴収と普通徴収の納税者数と、特別徴収で年金特別徴収を除く会社員や公務員などの市内の特別徴収と市外の特別徴収の税額ですか、その比率についてお尋ねします。つまり市内、市外です。

それから、同じく13ページの固定資産税ですか、先ほどの課長の答弁では、宅地化によって、つまり地目変更ということです。こういうことで税金が増えた。また、国土調査で税金が増えたということでございますが、国土調査については、干潟町は全部終わっているんです。そんな中で旭市全域が国土調査を終わらないときには、旧面積で課税するというところで私は認識しておりますが、なぜ国土調査によって固定資産税が高くなるのかお尋ねします。

そういう中で、市内と市外の納税者数と課税金額についてお尋ねします。

それから、15ページ、都市計画税でございますが、コロナ禍で市民も収入が減って、生活困窮者が増えていますが、市民の都市計画税だけを減免、また免除できないのかお尋ねします。

そして、そんな中で旭市には貯金がたくさんあるといいますが、都市計画税は基準財政収入額には全然影響ないわけなんです。そういう中で時限立法みたいな感じで、令和2年でも、3年でも都市計画税を減らすことは検討しなかったのかお尋ねします。

それから、次、18ページ、地方交付税でございますが、公債費の算入分がかなり大きくなっております。そんな中で真水の部分が36億円しかないということでございますが、地方交付税、今後も増えない中で、公債費算入分等が増えますと、真水部分が年々減って、市政に

かなり影響が出ると思うのですが、どういうふうに考えているのか。

そんな中で、交付税は一般分、今も言いましたが、かなり減っているんです。その分、中央病院が増え、起債の償還に充てる公債費分が増えています。そんな中で、いずれにしても自由に使える一般分が減っている中で、市の財政状況はますます厳しさを増すと思うのですが、その辺どういうふうに認識しているのか、市長にお尋ねします。

27ページ、旅券窓口整備補助金ですか、市で今度はパスポートを発行するということですね。もう一度確認したいと思います。

それから、35ページ、前年度繰越金でございますが、毎年結果として予算を上回る繰越金が出ます。しかし、今後の補正予算などの留保財源として取っておかなければならないのではないかと私は考えます。そこで、今回の予算編成で一般財源が不足したので、繰越金を増額したのではないかとと思うのですが、それについてお尋ねします。

38ページの臨時財政対策債、本年度は発行額、限度額いっぱいまで借入れすると思うのですが、本市の財政状況が厳しさを増しているように思われます。臨時財政対策債は一般財源扱いですので、全ての事業の財源に充てることができるわけでございますが、人件費や公債費などの義務的経費に充当された金額はどの程度あるのかお尋ねします。

それから、99ページ、旭市社会福祉協議会補助金の関係でございますが、別の議案で旭市社会福祉協議会を指定管理者に選定する案件があります。社会福祉協議会は、市の委託業務を多数受託しているわけでございますが、当然市から社会福祉協議会への支払いもあると思いますが、市から払われた総額ですか、総金額についてお尋ねします。

それから、99ページ、あさひ健康福祉センター運営事業ですか、先ほど具体的な内容について聞きましたが、利用者は近年どうなっているのか、利用者の推移についてお尋ねします。

それから、111ページですか、シルバー人材センター運営補助金690万円の関係でございますが、運営費の不足を市が補填するということでございますが、いつの時点を基準にこれは補填するのか、例えば昨年の決算を基準に補填するのか、また今年の予算を基準に補填するのか、その辺お尋ねします。

141ページ、旭中央病院負担金23億4,274万円出ておりますが、合併時は幾ら旭中央病院に繰り出ししていたのか、それと比較して、今どのくらい増えたのかお尋ねします。

151ページ、組合負担金4億478万円ですか、2月25日に東広の組合議会が開催されまして、予算関係の議案があったものと思われそうですが、負担金割合は決定したのかお尋ねします。

それから、159ページ、廃棄物収集運搬処理料、前年と比較して3,729万2,000円増えてい

ます。その理由について具体的にお尋ねします。

そういう中で当然これはごみステーションからのごみの収集等の経費だと思うのですが、私の聞いている範囲では、収集運搬車も増えるということですが、詳細な説明をいただきたいと思います。

それから、160ページですか、グリーンパーク改修工事、今年から広域での処理が行われるわけですが、そして一時的に旭市のグリーンパークが数か月使用されるとのことですが、広域からの使用料に対して工事費は賄えるのかお尋ねします。

それから、129ページ、看板作成委託料、長熊の案内板ですか、案内表示板をつけるということで、先ほどは1か所ということですが、私の考えは、なぜ広域農道に1か所、それから広域農道を東に来た中で信号のあるところですか、そこをつけないと、遠くの人には分からないと思うんです。それをなぜ1か所だけなのか。やはり案内板というのは、近所の人には知っていても、遠くの人に知ってもらうために作るのが案内板ではないかと思うのですが、それをなぜ1か所なのかお尋ねします。

それから、252ページ、旧海上庁舎管理費、これは公民館と一体で有効活用するということがありますが、そういう話、今までは全然説明ない中で、公民館と一体となって有効に活用するということがありますが、ただ言い逃れの詭弁ではないかと思うのですが、その辺お尋ねします。そんな中で具体的にどういうふうに活用するのか、活用するのであれば、その予算はどこで取ってあるのかお尋ねします。

それから、273ページ、コンサルティング業務委託料ですか、先ほどの説明でありますと、博物館にするために業者に委託するということがありますが、職員があれだけで何で業者に委託しなければならないのか、そんなに難しい申請資料なのか。

そういう中で今、名目は大原幽学記念館です。そんな中で博物館と記念館の違い、そして博物館は博物館法によりどのように区分されているのか、また大原幽学記念館は現在どのような位置づけなのか、そういう中で博物館登録を行うことによるメリットについてお尋ねします。

また、近年の来館者の人数についてお尋ねすると同時に、博物館法の中で博物館資料があること、それから博物館相当施設で、博物館に類する業務を行うための資料、これを明快にご説明いただきたいと思います。

それから、278ページですか、スポーツ大会招致・開催補助金、これはほとんど卓球関係の補助金になるわけですが、これをやることによって、実際今までどのようなメリットがあ

ったのか、そして旭市の知名度がどのくらい上がったのかお尋ねします。

278ページは日独交流事業開催補助金でございますが、これは事前キャンプ地として誘致するための事業だと思うのですが、東京オリンピックの日程が7月23日から8月5日、パラリンピックが8月24日から9月5日の日程で行われる予定ですが、開催できない場合や、ドイツチームがほかの市町村で事前キャンプを行った場合、この補助金はどうなるのかお尋ねします。

304ページですか、会計年度任用職員数についてでございますが、これは職員を減らし、その代替として、安価な会計年度任用職員で対応するという考えなのかお尋ねします。

312ページ、地方債の現在高の見込みに関する調書でございますが、旭市は330億円、他の銚子市あたりから比べますとかなり借金が多いわけです。そんな中で中央病院の借金もあるわけなんです。中央病院の借金というのは、最終的には旭市が負担するわけなんです。そういう中で、そのことについてどう考えているのかお尋ねします。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員の再質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） それでは、税務課のほうから（1）個人市民税の関係でございます。年金を除く特別徴収の比率、また市内外の数ということでございました。

高橋議員、大変申し訳ございません。市内外の特別徴収の集計というのが現在してございません。そして、中の全体の数字について、参考までに回答させていただきます。給与所得者に係る特別徴収でございますが、2万2,160人、全体の62%に当たります。そして、課税額につきましては約23億9,370万円でございます。

特別徴収については以上でございます。

（発言する人あり）

○税務課長（伊藤義一） 市内外の別はちょっと集計してございません。申し訳ございません。

続きまして、（3）固定資産税の関係でございます。国土調査が終わるとなぜ高くなるのかという質問だと思います。

国土調査につきましては、旧干潟地域と旭の俗に言う谷丁場地先ですか、こちらの国土調査が終わりまして、現在登記も完了してございます。その面積なのですが、調査前後を比較しますと、4.77平方キロメートル増えております。単純に面積が4.77平方キロメートル増えています。その関係で税額も上がってしまうと。その面積分だけ税が上がるということでご

ざいます。

そして、全部の調査が終わるまでかけないでということでございましたが、干潟地区と谷丁場地先、こちら2か所でございますが、ここ2か所を取りあえず一通りの国土調査が終わったのかなと、そのように考えております。

そして、今まで令和2年までは国土調査が終わったときに、面積が減った分につきましては、その都度、減らした面積で課税しております。そして、面積が増えた分につきましては、令和3年から一斉に増やした面積で干潟地区と谷丁場地先を課税するというようなことになっております。

次でございますが、（４）都市計画税の関係でございます。都市計画税を減らす考えはということだと思います。

都市計画税につきましては、地方税法の702条及び旭市都市計画税条例の2条におきまして、課税区域内に存在する土地及び家屋に対して、その所有者に課税するということになっております。それをもちまして、現在、旭市の都市計画区域、旧旭地区の都市計画区域、全域に課税されているという形でなっております。税務課としましては、現在それを減らすための考えというのは持ち合わせておりません。

以上です。

○議長（木内欽市） 市長。

○市長（明智忠直） 地方交付税の問題について、市長のほうにお尋ねがありましたので、知っている範囲で、私の思う範囲でお答えさせていただきます。

交付税が漸減されるのは避けられない事実だと、そのように思っております。そんな中でありますけれども、旭市の行政運営、将来の旭市の充実発展のためには、やっていかなければならない事業もたくさんあるわけであります。そういった部分で取捨選択しながら、採択しながら、将来の旭に役立つための事業を展開していきたいと、そのように思っております。

財源が足りない部分は、国の臨時財政対策債や、あるいは有利な財源、いろいろと国も用意してくれておりますので、そういったものを見つけながら、事業に取り組んでいきたいと、そんなような考えでいますので、よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 市民生活課長。

○市民生活課長（遠藤泰子） それでは、27ページの旅券窓口についての再質問にお答えいたします。

県におきましては、平成28年度より県内市町村への権限移譲を進めており、以前より依頼

があったところでありますが、旭市においては、新庁舎移転を機にお受けすることとなりました。先ほども申し上げたとおり、5月10日よりパスポート発券事務を開始する予定でございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、私のほうから35ページ、前年度繰越金6億円についての中で、一般財源が不足したから繰越金を増やしたのかということでございますけれども、確かにコロナによる税收減ということはございますけれども、新型コロナウイルスの影響により実施できなくなった事業などの執行残が見込まれ、繰越金が増えることが見込まれたことから増額したものであります。

その次、38ページ、臨時財政対策債については、義務的経費に充てた金額ということでございますけれども、臨時財政対策債は一般財源であるため、この金額の義務的経費を充てているというものではございません。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） （11）の旭市社会福祉協議会補助金の関係なんですけども、指定管理以外の市から払われた市の受託金の総金額はということでございます。

市から払われた市受託金収入、令和元年度の決算で申し上げさせていただきたいと思います。合計で3,711万9,490円となります。その中の種別としまして、敬老事業受託金、敬老大会です。あと、外出支援サービス事業受託金になります。あと、指定管理受託金、生活困窮者自立支援事業、その4点となります。

あと、（12）のあさひ健康福祉センター運営事業の健康福祉センターの利用者の推移ということでございました。令和元年度と直近の数字を述べさせていただきます。

令和元年度では、延べで1万6,080人、うち市民の方が1万4,968人でした。今回、新型コロナウイルス感染症の感染予防のために令和2年3月4日から6月15日まで休館しておりました。その関係で令和2年度は、1月末現在でございますけども、延べで8,505人、うち市民の方は8,050人となっております。

あと、最後の14番、シルバー人材センターの運営補助、この補助金の基準日はいつかというお話でございましたが、一応今回の計上した補助金は令和3年4月から令和4年3月31日までの令和3年度の分となっております。ですので、その収支予算で算定しております。で

すので、令和3年3月31日時点での収支決算見込みで算定しているという形になっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、141ページ、旭中央病院負担金についてということで、平成18年度と令和3年度を比較してということでございますけれども、令和3年度は23億4,274万円、平成18年は実績としまして12億4,237万9,000円、差し引きまして11億36万1,000円の増でございます。

○議長（木内欽市） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、(16)の再質問についてお答えいたします。2月25日の東総広域の議会で負担金の割合は決定したのかどうかというご質問だと思います。こちらにつきましては、均等割が20%、ごみ処理量割が80%で決定したと伺っております。

次に、(17)でございます。3,729万円、前年度より増えているということで、その増えた理由と収集運搬の詳細な説明ということでございますが、こちらにつきましては、ステーション回収に伴う収集運搬委託料の増加によるものも含まれます。その収集運搬の詳細な説明ということで、その内容についてご紹介いたします。令和3年度からの内容です。

収集運搬区域につきましては、旭市内を3コースに分け回収いたします。現在、市内全体で1,311か所のごみステーションがございます。収集の委託車両としましては、2トンパッカー車が6台、2トンダンプ車を4台予定しております。計10台でございます。現状の回収では、パッカー車が4台、ダンプ車5台により回収を行っております。

委託の実質の稼働時間でございますが、一応1日6時間を予定しておりまして、稼働日数としては月に26日を予定しております。

あと、収集の頻度、ごみの種類による回収の頻度でございますが、普通ごみに関しましては週2回の回収、缶につきましては単独収集で月に2回、ペットボトルも同様に単独で収集しまして月2回でございます。あと、紙類・布類は月に2回、瓶・金属につきましては月1回の回収をいたします。このような形での収集運搬を実施する予定でございます。

次に、(18)の再質問でございますが、一時的に旭市のグリーンパークのほうで東総広域の焼却灰を受け入れると以前お話をしました。広域からの処理量で賄えるのかということでよろしいでしょうか。

実際東広のほうからは、搬入予定量1か月200トンにつきまして、1トン当たり2万円で

手数料を支払うということで話を聞いております。ですから、1トン当たり2万円で、200トンということになりますと、月400万円の収入でございますが、この処理手数料ですが、この金額ではグリーンパークのほうの維持管理はできません。

グリーンパークですが、まだ残余容量がありまして、令和3年度以降も側溝汚泥の搬入等で使用する予定でございます。最終処分場ですね、それを排出するまでの間は、継続して水処理施設などの維持補修費がかかるようになります。ですので、ご理解のほどよろしく願いしたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、私のほうから192ページの看板作成委託料の再質問についてお答えいたします。

長熊釣堀センターの看板ということでございますが、今回は先ほども申し上げましたが、長熊釣堀センターが少し奥まって、分かりづらいということで、入り口の案内看板を計上させていただきました。

確かに議員ご指摘のとおり、長熊釣堀センターは市外の方も多く利用されます。このため、案内看板も必要ではないかと考えているところであります。効果的な看板の設置は、場所等も踏まえて今後検討してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（宮内敏之） それでは、海上支所の活用方法、また予定等について回答いたします。

新庁舎への行政機能の移転集約に合わせまして、施設の効率的利用を高めるべく、生涯学習施設などの再編を進めているところでございます。干潟の市民センターのように、公民館と支所を改修等によって一体的な利用で複合化、そういったもので床面積の縮小だとか、そういったものの一環といたしまして、海上支所のほうにおきましては、保健センターを廃止しますので、そういった健診だとか、そういったものの公民館を活用するということで、面積が大変不足したりとか、そういったものが想定できますので、そういったものの活用、または令和4年度に解体を予定します青年の家であったり、市民会館だとか、そういったところでサークル等の使うところが不足した場合には、海上支所のほうを活用できるように施設の統合化なりを進めたいと考えております。

あと、どこで予算を取っているのかというご質問でございますけども、予算書のほう52ペ

ージでしょうか、先ほど林晴道議員のほうでご質問がありました庁舎管理費の中での改修費ということで2,710万円見込んでいまして、その中で改修のほうを必要な部分だけ行うような予定でありますので、よろしくお願いいたします。

(発言する人あり)

○行政改革推進課長（宮内敏之） その予算の組み方につきましては、通常的な維持補修的なものは教育費の予算のほうで見えておりますが、庁舎、また庁舎として関係する部分につきましては庁舎管理費、あわせて海上支所だけでなく、隣の保健センター等も空調の改修とか、いろいろなものがありましたので、庁舎管理費で見させていただいたところでございます。申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木幹夫） それでは、私のほうから273ページのコンサルティング業務委託料について申し上げます。

最初に、職員がやらないで、なぜ委託かということですが、先ほど申し上げましたように、こういった計画は全国的にもあまり例がございません。また、計画に当たっては、防災設備、地形・造成、遺構保存、植栽、景観など、総合的かつ専門的な内容を盛り込む必要がございますが、なかなか職員ではこういった知識を持つ職員がおりません。こういったことから、この計画につきましては委託ということで進めてまいりたいと考えております。

次に、博物館と記念館の違い、登録博物館にしたことのメリットということでございますが、名称につきましては、登録博物館の場合、博物館、記念館、美術館など様々な名称を名のっているところもございます。これについては特に法律的な規定はございませんが、登録博物館以外のものについては、博物館という名称は使えません。そちらのほうは決まっております。

博物館になるための条件といたしまして、博物館資料を有すること、こういったことが挙げられますが、幽学記念館のような歴史系の博物館ですと、古文書や古記録、掛け軸、絵画、生活史料、遺物などの実物が該当します。また、それに類する資料としましては、文献や調査記録、写真類などがございまして、これらを収蔵し、後世に伝えていくことが博物館の役割となっております。

登録博物館となりましたメリットといたしましては、まず対外的な需要が高まり、貴重な資料の貸し借りや展示が可能となるなど、博物館としての活動を行うのに非常に有利な面が多くなります。また、登録博物館であることを条件とした事業参加や助成制度を受けたりで

きることも挙げられます。こういったメリットも博物館と記念館の違いの一つではないかと思っております。

近年の来館者数ですが、3年ほどでよろしいでしょうか。まず、平成30年度4,772人です。令和元年度が3,937人、ただし令和元年度は空調工事によりまして、約4か月間休館がございました。それで、今年度につきましては、2月末現在ですが、5,037人となっております。今年度につきましても、4月、5月、コロナの関係で2か月ほど休館いたしております。

以上でございます。

(発言する人あり)

○生涯学習課長(八木幹夫) まず、登録博物館の位置づけでございますが、こちらのほうは県のほうに登録しまして、基準がある中で指定を受けることになります。例えば一つの基準ですと、資料のほかにも、館長や学芸員の必置、建物自体も165平米以上あることや、年間の開館日が150日以上ある、そういった規定がございます。そういった中でいろいろ資料をそろえて、県のほうに申請しまして、現在、千葉県内には39の登録博物館がございます。

(発言する人あり)

○生涯学習課長(八木幹夫) ですから、特にどういった分類ということで分けてございまして、あくまでも39あるということになっております。

(発言する人あり)

○生涯学習課長(八木幹夫) 正確に定められたものというのは、ちょっと手元にはございませんが、まず博物館資料につきましては、先ほどとちょっと重複しますが、古文書や……

(発言する人あり)

○議長(木内欽市) 体育振興課長。

○体育振興課長(柴 栄男) それでは、278ページ、スポーツ大会招致・開催補助金の再質問についてお答えいたします。質問の内容ですが、再度メリットはということと、どのくらい知名度がアップしたのかということでした。

まず、この補助金につきましては、卓球大会の開催に関する補助金でございまして、メリットとしては、先ほども申し上げましたが、卓球競技の普及や技術力の向上、また市外から参加者が来ることから知名度がアップすることにつながっているものと考えております。

ただ、知名度がどのくらいアップしたかということなんですけれども、なかなか数字として示すのは難しいと思っております。ただ、大会の回数が重なるごとに、参加者も多くなってまいりますので、卓球関係者を含め、広く知れ渡っていくのかなというふうに考えており

ます。

続きまして、やはり同じページの日独交流事業開催補助金の再質問についてお答えします。こちらについては、オリンピック・パラリンピックが開催できなかった場合、また事前キャンプを行った場合、この補助金はどうなるかということでございました。

改めまして、この補助金ですけれども、千葉県とドイツのデュッセルドルフ市、これが姉妹提携しております。その関係で旭市で卓球交流を行うものでございまして、オリンピックの事前キャンプとは別の事業となっております。仮に卓球交流ができなかったらどうなるのかということですが、仮に開催されない場合は、特に支出することはございません。

以上です。

○議長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 私からは304ページの会計年度任用職員についてお答えいたします。

会計年度任用職員は、正規職員の代わりというわけではなくて、補助的業務に従事する者でございます。その勤務形態につきましても、ごく短時間のもの、あるいは短期間のもの、一日限りのもの、様々な状況がございますし、業務の内容についても様々になっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、私のほうから312ページ、地方債の現在高の見込みに関する調書についてお答えいたします。

中央病院の借金もこれから増えてくるから大変だろうといったお話でしたけれども、ご案内のとおり、中央病院の借金につきましては、市で市債を起こしまして、それで旭市中央病院事業債管理特別会計の中で中央病院のほうから利子も含めて収入して、そこで市の持ち出しがゼロになっているというところでございます。あくまでも特別会計の中で中央病院から借金分を受けて、そのまま返済しているというところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、3回目の質問をします。

まず、13ページの市民税の関係でございますが、私、特別徴収、これは市内、市外、これだけ機械化している中で当然分かると思ったんです。市内、市外の特別徴収額ですか、これによって、今度旭の雇用がどうなっているか分かるんです。例えば10億円ありました。そのうち市外は7億円でありました、市内は3億円といたら、旭に雇用の場がないということ

になっちゃうんです。ですから、本来なら、やはり全体を見た中で、当然そのぐらいの数字がつかめるようなシステム、私はつくるべきだと思うんです。

次に、13ページ、固定資産税の関係でございますが、私もちょっと記憶は定かでないのですが、旭市の固定資産の賦課は、国土調査が終わらないときにはやらないというような認識でいるんです。それではなくては不平等だと。不平等だから、国土調査が終わってからやるんだということで、数年前まで国土調査の調査費、たしか二、三千万円つけてあったんです。そんな中で、国土調査、この予算で何年かかるかと言ったら、たしか100年というような認識でいます。

そんな中で、いつの間にか国土調査の調査費がなくなったんです。予算がなくなったのですが、いずれにしても、これは一般質問でありませんので、私の認識として、なぜ国土調査の終わった地域だけかけるのかという不信感があります。それと同時に、なぜそうになっているのか、地域に全く不平等な課税がされているということを申し上げます。

それから、交付税の関係でございますが、先ほどは市長は有利な財源とか、いろいろ言っていましたが、有利な財源は何もないわけです。そんな中で市民のために自由に使える金ですか、これは令和元年のときに交付税の中で自由に使えるのは44億円で、合併時から見ますと14億円も減っちゃっているんです。そんな中で今度は令和3年度では36億円しか使えないわけです。ここ2年くらいで8億円も減っちゃっているんです。

皆さん方はよく有利な財源と。交付税に算入されているから、結局全然有利な財源になってないわけなんです。これは一般質問ではないから、言ってもしょうがないですけど、いずれにしても、その認識は改めていただきたいと思います。

それから、159ページですか、廃棄物収集運搬処理料、この関係でございますが、結局今度は新しいごみの焼却施設ができたということで、旭のごみ処理に対する予算、かなり増えるということでよろしいですか、これをお尋ねします。

それから、グリーンパークの改修工事ですか、受け入れることによって、だいぶ旭はデメリットがあるようでございますが、それでもなぜ受入れしなければならないのか、3市が平等に受入れすればいいと思うのですが、これをお尋ねします。

以上で3回目の質問を終わります。

○議長（木内欽市） 議案の質疑の途中ですが、2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 1分

再開 午後 2時15分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高橋利彦議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） それでは、税務課のほうからお答えします。

その前に一部訂正をお願いしたいのですが、先ほど国土調査の面積でございますが、国土調査をやった後の面積4.77平方キロメートルと私言ってしまいましたが、正しくは2.77平方キロメートルでございました。申し訳ございませんでした。

それでは、（1）市民税個人の関係でございます。旭の雇用等がどうなっているのか、その辺も分かるので、市内外のものを分けるべきだというご指摘でございました。

その中で、今まで税務課の課税、収税の関係で、その数値が今のところ不要だということで、電算処理はしているものでございますが、市内外の数値というものは出してございません。また、電算業務の中ですぐできるだろうということでございますが、いろいろな条件を一つ一つ入れていかなければならないので、結構時間とかというのはかかってしまうものでございます。そういうことで今のところ、そちらについては出しておりません。

あと、（3）固定資産税の関係でございます。旭市全体が終わらなければ賦課しないのだろうということでございました。

先ほどと重複して恐縮でございますが、干潟地域と谷丁場地先です。こちらの国土調査が一応終わりました。面積も確定しました。ということで、一応の国土調査は終了したという一段落ということで、税務課のほうではこちらを終了ということで、課税するというところで考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 引き続き答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、再々質問についてお答えします。

（17）廃棄物収集運搬処理委託料についてでございますが、収集運搬委託料が増えたためと先ほど申し上げましたが、この増えた分の差額分につきましての補填が東総広域のほうから出る予定でございます。歳入のほうに予算計上してございますが、廃棄物収集運搬業務費

用差額分として4,338万円を見込んでおります。

あと、(18) グリーンパークの改修工事費についてですが、まず初めに今回のグリーンパークの改修工事費についてですが、東総広域から焼却灰を受けるために改修するわけではございません。経年劣化による施設のほうの維持補修でございます。

ご質問のなぜ旭市で受入れしなければならないのかというご質問でございます。まず、受けるに当たりまして、東総広域のほうからの依頼がありまして、それで受けることになったのですが、まず銚子市につきましては、最終処分場がほぼいっぱいになっているということで、4月以降の受入れはできないと。匝瑳市につきましても、同じような状況だというふうに聞いております。また、匝瑳市につきましては、組合ということもあって、匝瑳市単独で判断ができないという部分もありまして、そういう部分からも受入れが難しいのかなということでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木幹夫） 初めに訂正のほうをさせていただきたいと思います。先ほど私、博物館以外は博物館と名のれないと申し上げてしまいましたが、登録されていなくても博物館と名のれるものでございました。申し訳ございませんでした。

もう1点でございますが、大原幽学記念館、こちらでございますが、令和元年12月19日付で登録博物館として千葉県に登録されているものでございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

続いて、飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） 議案第1号の議案質疑を行います。

20ページ、衛生費です。説明欄1の海上健康増進センターといいおかけんこうセンターの使用料がだいぶ違うのですが、これについてご教示いただきたいと思います。

34ページ、ふるさと応援基金繰入金8,399万円、今年度6,526万円というところで、このコロナ禍の中、約1,800万円以上を見込んでいるその理由を教えてくださいたいと思います。

3番目、60ページ、塵芥処理費ということで、これは今、高橋議員がお伺いしたので、これは割愛します。

4番目、267ページ、教育費のユートピアセンター管理費ということで、説明欄2の管理費の255万4,000円ですか、これが前年度24.3%増ということで、この増の要因を教えてください

だきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の質疑に対し答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） それでは、飯嶋議員のご質問にお答えしたいと思います。財源が違うということのご説明でよろしいでしょうか。

20ページのところである海上健康増進センターというのは、海上に設置されているトレーニングなどをする施設でございます。下段のほうの2番のいいおかけんこうセンターというのは、飯岡のほうに設置されている健康施設でございます。したがって、別々の利用体系等もございまして、金額的には違ってくるということではよろしいでしょうか。

○議長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、ふるさと応援基金繰入金についてお答えいたします。

本市では、寄附をいただいた際に、寄附者の意向に沿った事業に充当するために基金に積み立て、事業の財源として繰入れをしております。

ふるさと応援基金繰入金が増となった理由につきましては、市へのふるさと応援寄附が年々増加しているためでございます。前年度と比較して寄附金が増えたことにより、基金残高も増額することから、基金繰入金も増加しているところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木幹夫） それでは、私のほうから267ページ、いいおかユートピアセンターの管理費、こちら2,454万円よろしいですか。

こちらの増についてでございますが、主なものとしましては、269ページの説明欄の14節をご覧くださいと思います。こちらの工事請負費852万5,000円となります。内容といたしましては、施設に設置してあります空調設備につきまして、海風による塩害が原因で室外機が腐食して、不調や一部故障が生じており、その改修工事を行うものでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） 1点だけ再質させていただきます。

34ページのふるさと応援基金ですが、今後も順調に進んでいくのか、今、コロナ禍の中、非常に心配なところがあると思うのですが、現状、今どのくらいの額が入ってきて、どのくらいの額が出ているのか、分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） お答えいたします。

令和２年度の実績見込みによりますと、7,800万円ほどの寄附金が入ってきております。この半額程度が様々な手数料等になるんですけれども、どの程度のお金が出ていってしまっているかということなんですけれども、それら経費と、それから出ていったお金、ただ出ていったお金に関しましては、75%の交付税による補填措置があります。令和元年度の例で申し上げますと、それらを全部相殺しまして、2,000万円ほどが市に残るといような形になっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の質疑を終わります。

続いて、高木寛議員。

○９番（高木 寛） それでは、質問いたします。

議案第１号、一般会計予算、このうちの（１）、ページ53、工事請負費について、解体撤去の場所と工事期間はいつから始まっていつ頃終わるかということをお願いします。

ページ62、財政調整基金積立金について、現在高は幾らあるかという質問です。

次に、P75、工事請負費について、解体撤去の場所と工事期間は。解体の場所は本庁舎と第二庁舎というお答えがありましたので、いつから始めて、いつに終わるかということをお願いします。

次に、P105、グループホームについて伺います。今、旭市内に何か所グループホームが存在しているか、お答えをお願いします。

次に、P107、障害者扶助費について、何人の方が受給されているのか、お答えをお願いします。

次に、P113、はり・きゅう・マッサージについて伺います。利用者は何人おられますかということです。

次に、P124、ひとり親家庭について、何世帯ありますか。

それから、P132、生活保護扶助費について、現在の受給者は何人ですか。

次に、P153、きれいな旭をつくる会について伺います。この会はどのような活動をしているのか、お答えをお願いいたします。

次に、P168、農業振興費のうち補助及び交付金について伺います。この事業の対象者は

それぞれ何人か、お答えをお願いします。

P172、農業振興費、強い農業・担い手づくりについて伺います。この事業の対象者は何人ですか。

次に、P175、農地費、農道舗装改修工事について伺います。この改修工事の場所、地域はどこですか。

次に、P176、耕作放棄地再生事業について伺います。この再生事業、どのようなことをするのか、お答えをお願いいたします。

次に、P213、空き家対策協議会について伺います。この協議会はどのような活動をして、どう協議しているのか、お答えをお願いいたします。

以上、質問いたします。

○議長（木内欽市） 高木寛議員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 工事請負費、53ページについてお答えいたします。

時期というお尋ねでございましたけれども、ここの施設につきまして、旧干潟町で昔補助金を受けて整備したという経緯がございまして、その返還が必要かどうかということは今最終確認しているところでございます。多分返還は必要ないというふうに思っておりますけれども、そちらがはっきりしてからでないと壊せないというところで、日程のほうは今ははっきりしておりません。

以上です。

○議長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、私のほうから62ページ、財政調整基金積立金について、現在高というご質問でした。令和2年度末の現在高見込額は90億5,000万円ほどです。

以上です。

○議長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 次に、75ページの工事請負費、庁舎の解体のほうについてお答えいたします。

やはりスケジュールということでしたが、スケジュールにつきましては、2段階で行おうというふうに今考えております。最初に、第二庁舎のほうを解体しようと思っております。時期の見込みとしましては6月くらいからかなと思っております。期間としては3か月程度かなと思っております。それと、本庁舎でございしますが、こちらにつきましては、

その後、9月ぐらいから始めまして、4か月程度かかるのかなと、このように考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） （4）のグループホーム運営等事業につきまして、市内に何か所のグループホームがあるかという質問でございます。旭市内のグループホームは、2月1日現在で8か所でございます。

続きまして、（5）の障害者扶助費、こちらの人数ということでございます。扶助費なのですが、障害者福祉サービスになります。14種類ございまして、そちらが訓練給付費、介護給付費と区分が分かれておりますので、その区分ごとにお答えいたします。

まず、訓練等給付費ということで、これは通常の事業所に雇用される方の訓練のためのサービスであります。これは就労移行支援給付費や就労継続支援給付費、共同生活援助給付費などがありまして、256人の方を見込んでおります。

次に、介護給付費としまして、居宅や施設、グループホームなどの生活形態にかかわらず、入浴、排せつ、食事等の介護が必要なサービスを行うものです。これは居宅介護等介護給付費や生活療養介護給付費、施設入所支援給付費、短期入所給付費などがあります。こちらは388人の方を見込んでおります。

次に、補装具給付費ということで、これは義足、車椅子、義手、補聴器などの購入の費用の一部を支給するものでございます。こちらにつきましては142人の方を見込んでおります。

あと、計画相談支援給付費ということで、障害者のサービスの利用に向けたケアプランを作成するサービスでございます。こちらを対象者を467人と見込んでおります。

以上です。

○議長（木内欽市） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） それでは、（6）のはり・きゅう・マッサージ等施設利用者助成金の利用者数ということでお答えさせていただきます。

令和元年度の利用状況ということでございますけども、利用券の交付人数ということでお答えさせていただきます。交付人数は392人でございます。また、直近の令和2年度の利用状況といたしまして、令和3年1月末現在でございますけども、利用券の交付人数は314人でございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 私のほうからは（７）の124ページ、ひとり親家庭について、子育て支援課の所管事務から回答させていただきます。

世帯数ということでございますが、ひとり親家庭等医療費助成事業の令和元年度末の有資格者ということで申し上げますと、母子家庭が529世帯、父子家庭が32世帯、父母のいない家庭が8世帯で、合わせて569世帯となっております。

なお、この助成事業につきましては、児童扶養手当受給者が有資格者となっておりますが、所得制限により、手当の全部が支給決定となっているなど、助成対象外となっている方もいらっしゃると思いますので、実際にはこれより多いかと思います。

○議長（木内欽市） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 予算書の132ページ、（８）生活保護扶助費の人数はということでございます。令和３年度の被保護者世帯数、当初見込みとして360世帯、被保護者数419人を見込んでおります。

以上です。

○議長（木内欽市） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、（９）でございます。P153、きれいな旭をつくる会についてですが、この会はどのような活動をしているかというご質問です。

このきれいな旭をつくる会は、市民の環境意識の醸成を図るとともに、市と市民が一体となって、地域環境の保全及び美化を推進する運動を行っております。

主な事業の内容といたしましては、春・秋の年２回のごみゼロ運動、そのほかに海岸地区では年１回、地区住民による清掃活動を実施しております。その他、花いっぱい運動、地区やボランティア団体に花の苗を配付したり、あとボランティア団体への奨励金等の交付をしております。

以上です。

○議長（木内欽市） 農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 私のほうからは（10）、168ページの負担金補助及び交付金について申し上げます。

こちらの負担金、補助金につきましては、個人を対象とした負担金、補助金ではなくて、こちらは旭市の農業の振興を図ることを目的に活動します各農業関係協議会への負担、また産業まつりや幽学の里での米づくりの交流事業を実施します実施団体への補助金の交付をし

ているものでございます。

続きまして、(11)、172ページの強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業についての対象者の人数でございますが、この事業は国の補助事業で、新たな生産事業の形成促進や地域農業の担い手の育成及び確保を目的として、認定農業者等に対し農業用機械や施設等の整備に要する経費を補助するものでございます。令和3年度の農業用機械の要望に……

○議長（木内欽市） 課長、何人と聞いているのだから、人数だけ答えればいいです。

○農水産課長（多田一徳） 令和3年度の事業の要望は1件でございます。

続きまして、12番の175ページ、農道舗装改修工事につきまして、こちらにつきましては農水産課が所管となる農道につきまして、まず岩井地区から松ヶ谷地区を走る東総台地Ⅱ期農道でございます。それから、もう一つが、匝瑳市との境で今実施しております基盤整備を進めておりますが、豊和地区にある大寺春海線等についての維持管理をするための農道補修での工事費を見込んだものでございます。

続きまして、(13)のP176、耕作放棄地再生事業についてでございますが、こちらにつきましては耕作放棄地解消に向けた補助事業となります。樹木等の刈り払い、伐根、耕起、整地、土壌改良等の再生作業に要する経費で、補助率が県が4分の1、市4分の1で、1号遊休農地の要件を満たして、1ヘクタール以上再生した場合には県の補助率が2分の1となるものでございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 都市整備課からは(14)、213ページ、説明欄8、空き家対策推進事業の空き家対策協議会について回答いたします。

活動とどういう協議を行うのかということでございました。空き家対策協議会は、空家等対策の推進に関する特別措置法第7条に規定する協議会で、構成員は10名で、年3回の開催を予定しているものでございます。協議会において協議を行う主な内容としましては、空き家等対策計画の作成に関することや特定空家の認定とその措置の方針に関することなどが主なものとなります。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） それでは、再質問いたします。

再質問2点ありまして、まず最初の53ページ、この場所というか、コミュニティ施設です

よね。場所がちょっと今聞き取れなかったので、どこの施設なのかというのを教えてください。

それから、P176の耕作放棄地の再生事業、この耕作放棄地の草刈りとか、そういうのをやるという内容の答弁でしたけども、誰がやってくれるのか。耕作放棄地になっているので、例えば地主さんがいないとか、そういう条件もあるので、一体誰が管理するのか、そのことを教えてください。

○議長（木内欽市） 高木寛議員の再質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 申し訳ありませんでした。私が多分場所を言うのを失念しておりました。

53ページの工事請負費の解体の施設の場所でございますが、干潟地域の鎗木にあります農村環境改善センターでございます。隣には保育所もございます。その施設でございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 答弁してください。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） こちらの事業につきましては、事業を実施する方が耕作放棄地のほうを借り受けまして、その事業者のほうで自己でやる場合もございますし、委託しまして、委託した中で耕作放棄地の解消をするという内容になります。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（木内欽市） 高木寛議員の質疑を終わります。

続いて、伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） 早速質疑に入ります。

97ページ、3款民生費、1目社会福祉総務費、説明欄3、社会福祉計画策定事業の事業内容、それから113ページ、生活支援費の説明欄3、緊急通報体制等整備事業の緊急通報システムを利用している人数を伺います。

114ページ、同じく生活支援費、説明欄8、地域密着型サービス拠点等整備事業の具体的な事業内容を伺います。

123ページ、1目児童福祉総務費の説明欄18、民間地域子ども・子育て支援事業助成金の

詳しい内容を伺います。

157ページ、5目公害対策費、説明欄3、地下水汚染対策事業の詳しい内容を伺います。

177ページ、6款農業水産費、2項林業費の詳しい内容を伺います。

213ページ、先ほど同僚議員が聞きましたので、説明欄8の空き家対策推進事業内容の中の現在の空き家の軒数を教えていただきたい。

232ページ、10款教育費、3目青少年センター費、説明欄2、青少年センター活動費ですが、どのような活動をしているのか、事業内容を説明してください。

それから、243ページ、説明欄18、負担金補助金及び交付金の中の通学用ヘルメット補助金の内容を伺います。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 予算書97ページの説明欄3、地域福祉計画策定事業の内容についてお答えいたします。

これは令和3年度末に予定している第4次旭市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に係る事業となります。地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定より、地域の助け合いによる福祉を推進するために、人と人とのつながりを基本として、顔の見える関係づくり、共に生きる社会づくりを目指すための理念と仕組みをつくる計画で、市町村が行政計画として策定することとなっております。

本計画は、本市の最重要計画である旭市総合戦略の個別計画として位置づけられております。計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5か年計画としております。

計画書の印刷部数は400部、計画概要版として2,000部を予定しております。これは旭市議会議員の皆様をはじめ関係する各種協議会の委員、近隣市町村や県等の官公庁などへの配付を予定しております。また、市ホームページでの公表も予定しております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） それでは、（2）、113ページの緊急通報システムを使用している人数についてということでございます。緊急通報システムの設置台数ということでお答えさせていただきたいと思います。

令和3年1月末時点での設置台数は258台となります。地域ごとの内訳としましては、旭

地域が153台、海上地域が35台、飯岡地域が49台、干潟地域が21台となっております。

続きまして、（３）、114ページの地域密着型サービス拠点等整備事業の内容についてお答えさせていただきます。

こちらの事業でございますが、第７期介護保険事業計画に基づき整備される認知症の利用者を対象とした認知症高齢者グループホーム１か所の開設準備経費に対する補助金になります。

補助財源としましては、県から交付される補助金を財源として、市が補助する事業となります。なお、現在、仁玉地先にて、定員18名規模の施設の整備が進んでいるところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 私のほうから（４）、123ページの民間地域子ども・子育て支援事業助成金の内容について回答いたします。

本事業は、子ども・子育て支援法第59条に基づく子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、旭市子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業、全部で13事業ございます。そのうち、民間の教育・保育施設が実施する事業費を助成するものであります。

現在、旭市で実施している地域子ども・子育て支援事業のうち、本事業費に係る事業は、延長保育事業、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業、病児保育事業の４事業でございます。

積算の内訳につきましては、国の補助基準に基づきまして算定いたしました。

まず、一つ目の延長保育事業につきましては、実施予定の施設が７施設でございます。合わせまして884万3,500円となっております。

二つ目といたしまして、一時預かり事業につきましては、実施予定の施設が３施設でございます。合計が1,194万7,200円となっております。

三つ目が地域子育て支援拠点事業、こちらにつきましては実施予定の施設が４施設でございます。合計が3,864万3,000円となっております。

最後に、病児保育事業、こちらにつきましては実施予定の施設が２施設ということで、894万4,000円となっております。

合わせまして6,837万7,700円となっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、（５）、157ページになります。地下水汚染対策事業の詳しい内容についてご説明いたします。

平成２年に確認されました地下水汚染地域の汚染除去対策を平成６年度から８年度にかけて実施しておりまして、その後の汚染物質の除去効果を確認するため、平成４年度から平成８年度の間に設置した観測井戸12か所の水質検査を行ってきましたが、汚染物質が基準値内となったため、平成30年度に測定及び監視を終了したものです。このことにより、観測井戸の撤去を計画的に行うものでありまして、令和３年度は12か所の観測井戸のうちの３か所の撤去工事を実施するものでございます。事業費につきましては128万7,000円でございます。

次に、もう１点、事業といたしまして、浄水器の設置費補助金がございます。これは硝酸性窒素等の濃度が水質基準に適合しない地下水を生活の飲料用として使用している方で、居住する住宅の敷地に隣接します道路に上水道の配水管が布設されておらず、地下水のほかに飲料水の確保が困難な方に対しまして補助金を交付するものでございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） それでは、私のほうから（６）、P177、林業の内容についてということで、林業費について、ページ177の林業費、説明欄にあります大きい４項目について順番にご説明させていただきます。

初めに、林業総務事務費でございますが、森林の管理や保護等を行い、維持管理や機能回復を図るための予算となります。海岸林の巡視業務や防風林等の役割を果たす松の保護をするための門松カード購入費に充てるものでございます。

続きまして、２番の保安林植栽事業でございますが、松くい虫や津波被害を受けた保安林の機能回復を図る予算です。枯損した市有保安林への植栽工事費等に充てております。

次に、３番目になります。有害鳥獣駆除事業でございます。カラスやハト、イノシシ等からの農作物被害防止を図る予算でございます。駆除業務の委託や、新たに実施する電気柵の補助事業等に充てています。

４番目になります。森林環境整備基金積立金でございますが、今後の森林環境整備事業の財源に充てるため、基金として積立てをしてございます。原資は、令和元年度から創設されました森林環境譲与税となっております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 都市整備課からは、（14）、213ページ、説明欄8、空き家政策推進事業について、そのうち空き家の軒数というご質問でございました。

空き家の軒数につきましては、実態調査時点、平成30年度の空き家等の可能性の高いものは1,129軒でございました。その後に相談や通報等により、約110軒の空き家が把握されており、合計は1,239軒と把握しております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） 学校教育課からは233ページ、説明欄3、青少年センターの事業内容、その活動についてお答えいたします。

旭市青少年センターは、本市の青少年の健全な育成及び非行防止に関し、学校及び関係機関等と緊密な連携を保ち、効果的に事業を推進することを目的として、教育委員会内に設置しております。

主な事業内容としては4点ございます。

1点目、小学校の校内巡視と下校時のパトロールによる子どもたちの見守り活動、2点目、各学校で計画する不審者対応訓練の支援及び指導、3点目、不審者情報の市ホームページへの掲載やメール配信による情報共有と注意喚起、4点目、各学校で行うミニ集会や学区会議での指導及び助言などがございます。

続きまして、243ページ、説明欄18、通学用ヘルメット補助金の内容についてお答えいたします。

本補助金は、市内中学校に進学する生徒の進学時に要する費用軽減を図るため、通学時に着用するヘルメットを購入する生徒に対して交付するものです。対象者は、市内の小・中学校に進学または転入する生徒で、補助金の額はヘルメットのパイプの購入費用の2分の1です。令和3年度予算は、ヘルメット1個当たり2,600円、中学校の新1年生を555名と見込み、補助金額72万2,000円を計上しております。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） 何点か再質疑させていただきます。

まず、空き家対策事業推進の空き家の軒数が非常に増えておりますけれども、これはやはりあくまでも民間ですので、市のほうでタッチできないというふうに考えますが、条例のほう

でできているもので、市長の許可があればできるということですので、これで何とか苦情が来たときには対応できないものなのか、その予算というのはここに入っているのか聞きます。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の再質疑に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 現在は市の対応といたしましては、台風などの緊急時の対応について、空き家等適切な管理に関する条例に基づき、消防などの協力をいただきながら、安全措置を実施しております。

ご質問のこの予算に実質的な予算はというところでございますが、この予算は会議のほうの運営の予算でございまして、撤去したり、そういう予算につきましては、ここには計上してございません。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の質疑を終わります。

続いて、米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） それでは、お伺いいたします。

予算書73ページ、デマンド交通運行事業は、昨年度の2,165万2,000円から1,889万円と減額されています。この要因をお伺いします。

74ページ、バス路線維持対策事業は、昨年度の629万8,000円から975万3,000円と大幅に増額されています。この要因と何路線を維持しているのか、利用者数が分かればお願いいたします。

101ページ、生活困窮者自立支援事業は、ここ数年増額の傾向ですが、昨年度の2,273万9,000円から3,194万6,000円と大幅に増額されています。この要因と事業の内容をお伺いします。

106ページ、自立支援給付事業は、ここ数年増額の傾向が続いています。先日の説明では、扶助費の額が増えたことが要因とのことでしたが、扶助の金額そのものが増えたのか、対象者数が増えたのかお伺いします。

168ページ、園芸生産強化支援事業は、昨年度の1億4,497万4,000円から1億2,876万8,000円と減額されています。この要因と園芸施設リフォーム支援型と園芸施設スマート農業推進型の事業内容をお伺いいたします。

187ページ、商業活性化推進事業は、昨年度の2,706万8,000円から7,545万8,000円と3倍近く増額となっています。これはプレミアム付商品券の発行によると考えますが、プレミア

ム付商品券の発行時期と利用期間をお伺いします。

196ページ、土木総務費は、ここ数年、1億7,000万円程度でしたが、1億8,451万1,000円と昨年度比14.5%の増額となっています。この要因をお伺いします。

○議長（木内欽市） 米本弥一郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、73ページ、デマンド交通運行事業の減額の要因について申し上げます。

令和2年度の予算につきましては、今年度ですね、運賃収入は歳入として、タクシー会社  
に支払う運行委託料は歳出として、それぞれ計上させていただいております。

しかしながら、タクシー会社と契約を締結する際、運行委託料については、運賃収入を控  
除した額を支払うという内容で締結しております。したがって、令和3年度におきまし  
ては、運行委託料から運賃収入が控除された額を計上しておりますので、減額となって  
おります。

また、減額の理由として、国庫補助金の対象となり、この国庫補助金がタクシー会社へ直  
接交付されるということで、こちらも減額の要因となっております。

続きまして、74ページ、バス路線維持対策事業の大幅に増額となっている原因でござい  
ます。

まず、令和2年度と比較して増額となっている要因につきましては、コロナ禍における高  
速バスの減便等の理由によりまして、キロ単価が大幅に増額しております。それと、やはり  
これもコロナ禍により、運送収入が減収となっておりますので、市からの助成金が増額とな  
っているものでございます。

何線維持しているのかということですが、こちらは府馬線と旭銚子線、2線です。

利用者数ですけれども、令和元年10月から令和2年9月までの1年間の府馬線の利用者数  
は1万4,569人、旭銚子線は12万5,501人となっておりますが、これにつきましてもコロナ禍  
で例年よりは人数は減っております。

○議長（木内欽市） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） それでは、101ページ、生活困窮者自立支援事業について、1.5  
倍になった要因、あと具体的な事業概要はということでお答えいたします。

生活困窮者自立支援事業3,194万6,000円のうち、2,525万円は生活困窮者自立支援業務委  
託料となります。

本事業は、生活困窮者自立支援法の成立により平成27年度より実施している事業で、生活に困窮している者が生活保護に陥らないよう、その前の段階でいち早く自立できるよう相談支援員が相談に応じ、支援へとつなげていくものであります。自立に向けた相談業務等は、社会福祉法人旭市社会福祉協議会へ委託をしております。

同じく生活困窮者自立支援事業の19の扶助費669万6,000円は、住居確保給付金となります。この住居確保給付金は、生活困窮者自立支援事業の一つで、離職や休業等に伴う収入減により経済的に困窮し、住居を失うおそれのある方に対して、一定期間家賃相当額を支給し、住居を確保して生活再建を支援していく制度でございます。

二つの事業ですが、前年と比較して予算額が1.5倍に増加したその理由ですが、今回、新型コロナウイルスの影響によりまして、相談事業の相談業務が大幅に増加しております。その対応のため相談支援員を1名、社会福祉協議会のほうで増員したこと、加えて住居確保給付金の申請者が大幅に増加したことが要因で予算額が増えているということでございます。

続きまして、106ページ、自立支援給付事業についてでございます。

扶助費が増えた理由ということでございますけども、数多く14のサービス給付費がありますが、それぞれ増減はございますが、特に在宅障害者の入浴、食事、排せつ等の介護や機能訓練等の支援を行う生活・療養介護のサービスと、一般企業等への就労を希望する人に、就労に必要な知識及び能力向上のための必要な訓練等の支援を行う就労移行支援給付費、就労継続支援給付費等の就労系のサービスについて、利用者の数は前年とほぼ同じですけども、1人当たりの利用回数が前年と比べて増えていると、その要因で増加となっております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） それでは、私のほうから（5）園芸生産強化支援事業について、予算が減額となっているが、その要因についてご説明いたします。

この園芸生産強化支援事業につきましては、園芸生産拡大支援事業と「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業の2事業となっておりますが、それぞれの事業につきまして、要望者の減少ということで、予算が減額となっております。

まず、園芸施設リフォーム支援型でございますが、ガラス温室や鉄骨ハウスの改修などに要する経費を補助するものでございます。県の補助率は4分の1以内で、市の上乗せが20分の1以内となっております。

続きまして、園芸施設スマート農業推進型についてですが、環境モニタリング装置や炭酸

ガス施用装置など、生産性の向上を図るための機械・装置等の整備に要する経費を補助するものでございます。県の補助率は3分の1以内で、市の上乗せが15分の1以内でございます。以上でございます。

○議長（木内欽市） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、私のほうから（6）、187ページ、商業活性化推進事業についてということで、この中でプレミアム付共通商品券の発行の時期と使用の期限ということでよろしゅうございましょうか。

それでは、発行の時期ですが、令和3年7月に発行を予定しております。使用の期限ですが、令和3年12月いっぱいまでということの半年間を予定しております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 私から196ページの土木総務費の増額の要因についてお答えいたします。

この増の要因につきしては、人件費でございます。説明欄の1にあります土木関係職員給与費、これの増額によるものでございまして、この人件費が前年度と比較しますと2,371万1,000円増となっております。

増やしました理由でございますけれども、道路整備を強化する観点から、正規の職員を増やす形で、予算ベースでございますけれども、組んだものでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 議案の質疑は途中ですが、3時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時14分

再開 午後 3時30分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） それでは、4点再質疑いたします。

74ページ、デマンド交通運行事業は、これまで延べ3,200人ほどの利用があったとのこと

ですが、これは新型コロナによる外出控え等があって、潜在的にはもっと多くの利用希望者があると考えているのかお伺いします。

106ページ、自立支援給付事業の財源のほとんどは国・県支出金ですが、この支出金の見通しをお伺いします。

168ページ、園芸生産強化支援事業の財源のほとんどは県支出金ですが、この支出金の見通しをお伺いします。

187ページ、商業活性化推進事業ですが、これまで何度かプレミアム商品券を発行していますが、その利用率といいますか、商品券を購入した方は、全ての商品券を使っているのかお伺いします。

○議長（木内欽市） 米本弥一郎議員の再質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、デマンド交通のほうのコロナの影響ということで、デマンド交通、ご案内のように昨年4月というコロナ禍の真ただ中で始まってしまいました。当初、利用するためには、利用の登録をしなければなりません。外出控えということで、利用登録もままならなかったという状況がございます。かなりコロナの影響というのは大きかったと思います。それで、来年度に関しましては、コロナの影響がある程度落ち着いた昨年の7月から12月までの乗車数を倍掛けしまして積算しております。

以上です。

○議長（木内欽市） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 106ページ、自立支援給付事業について、今後の見通しはということでお答えいたします。

本事業に係る負担金補助は、負担基準額の2分の1が国、4分の1が県となっております。今後の見通しにつきましては、国が取りまとめた資料によりますと、障害福祉サービス等に係る総費用額は増加傾向にあり、全国のここ数年の伸び率は毎年約9%の増加となっております。本市におきましても、1人当たりの費用月額を見ると、障害者サービス、障害児サービスともに増加しており、今後も増加傾向が続くものと考えられます。

以上です。

○議長（木内欽市） 農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） それでは、168ページ、園芸生産強化支援事業について、事業の今後の見通しということよろしいでしょうか。

園芸生産施設の整備や改修、それに伴う省力機械や省エネルギー型施設の導入に対する補助事業については、ここ数年、事業の名称や要綱等を見直しながら、継続されているところ  
です。

「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業につきましては、県に確認したところ、若干の要綱等  
の見直しを図りながら、令和3年度以降も継続していくと伺っております。

以上です。

○議長（木内欽市） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、再質問にお答えいたします。

プレミアム商品券でございますが、100%利用されているかということでございます。こちらのほう、残念ながら、今まで10%のプレミアム商品券、何回か発行しております。この利用経過を見ますと、99%を超える高い使用率であります。100%には至っていないというところ  
でございます。

令和2年度も30%の商品券を発行しました。使用期限は5月6日までとなっております。こちら  
もせっかくご購入いただいた商品券ですので、100%全て使い切っていただけるよう関係団体とも周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 米本弥一郎議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。

執行部の入替えを認めます。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 3時35分

再開 午後 3時36分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第2号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第 3 号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第 4 号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第 5 号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

伊藤保議員。

○ 1 2 番（伊藤 保） 議案第 5 号の質疑を行います。

419 ページ、1 目、説明欄 6、地域見守りネットワーク事業の事業内容を説明してください。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の質疑に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） それでは、419 ページ、説明欄 6、高齢者見守りネットワーク事業の内容についてお答えいたします。

本事業は、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活が続けられるよう、事業活動を通じて高齢者と接する機会の多い民間事業者と市が連携することにより、異変のある高齢者を早期に発見し、必要な支援につなげるネットワーク体制整備を目的とした事業となります。

現在は金融機関、あるいは新聞販売店など 64 の事業所と契約を結び、異変のある高齢者について情報提供を受けているところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第 5 号の質疑を終わります。

議案第 6 号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

遠藤保明議員。

○ 3 番（遠藤保明） それでは、議案第 6 号、ページ 7、令和 3 年度旭市水道事業会計予算、

改良工事費7,351万3,000円についてお尋ね申し上げます。

○議長（木内欽市） 遠藤保明議員の質疑に対し答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮負 亨） 改良工事費7,351万3,000円の具体的な内容でございますが、6本の改良工事を予定しております。そのうち事業費1,000万円以上の3本の工事についてご回答させていただきたいと思います。

まず、三川地区配水管布設替工事でございますが、こちらは令和2年度に漏水が多く発生した路線について、2か年で塩ビ管から耐震管への布設替えを行うものでございます。工事延長は200メートルで、発注時期は令和3年7月頃を予定しております。

次に、工事名ですけれども、旭小見川線道路改良事業配水管切り回し工事でございますが、こちらは千葉県が施工する道路改良工事に伴う配水管の切り回し移設工事となっております。こちら塩ビ管から耐震管への工事となります。場所ですけれども、清和甲地区ですか、JAちばみどりのひかた支店の東側になります。工事延長は180メートル、発注時期は、千葉県の道路改良工事に合わせて発注を予定しております。

最後になりますが、鎌数地区配水管布設替工事ですが、こちらは令和元年度に漏水が発生し、水管橋を鋼管からステンレス管へ架け替える工事となっております。場所は鎌数地区の明治川に架かる琴田橋、工事延長は17.5メートルで、発注時期は令和3年8月頃を予定しております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 遠藤保明議員。

○3番（遠藤保明） この件に関しまして再質問させていただきます。

本管の法定耐用年数と老朽化に伴う改修の管渠の延長距離と総費用と改修期間についてお尋ねします。

○議長（木内欽市） 遠藤保明議員の再質疑に対し答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮負 亨） それでは、順にお答えさせていただきたいと思います。

まず、管路の法定耐用年数でございますが、こちらは全て40年となっております。管路の総延長でございますが、こちらは令和元年度末現在で約572キロとなっております。

次に、総費用及び改修期間についてでございますが、令和元年度に策定しました水道ビジョンでは、法定耐用年数で工事を行った場合、施設を含めた全体で約450億円となりますが、

期間については、さらに年数を要するものと見込まれます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 遠藤保明議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、議案第6号、令和3年度旭市水道事業会計予算について、6ページ、総係費9,126万4,000円についてお伺いします。総係費の中に水道料金の徴収業務を委託しているお客様センターに関わる経費があると思いますが、その委託金額と前年度の実績の徴収金額などについてお尋ねいたします。

それから、10ページ、給与費明細書についてであります。職員数が1人減って、管理職手当が73万円減りましたが、減となった職務、何級の方が減ったのかお尋ねします。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員の質疑に対し答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮負 亨） まず、1点目の総係費、こちらの中のお客様センターの業務委託料でございますが、水道料金徴収業務に関わるお客様センターの委託料は3,850万4,400円を見込んでおります。

また、2点目の昨年度の徴収実績でございますが、こちらは給水収益、水道料金になりますが、税込みで13億8,708万3,883円となっております。

続きまして、10ページの給与明細の関係でございますが、あくまでも予算上ということでお答えさせていただきたいと思います。

管理職手当に関わる部分としまして、6級の副課長1名分、それと5級の副主幹1名分の計2名分の減となっておりますが、一般職の班員の1名増を見込んでおりますので、全体としては水道事業としては1名減となっております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第6号の質疑を終わります。

議案第7号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、議案第7号、令和3年度旭市公共下水道事業会計予算につ

いて、7ページ、資本的収支及び支出、企業債7,340万円についてであります。この企業債の具体的な内容についてお尋ねします。また、この企業債は交付税算入があるのかお尋ねします。

それから、10ページですか、給与費明細書について、前年度と比較して2名の職員が減っていますが、どの職級の職員が減ったのかお尋ねします。

それと、下水道に総係費があります。そういう中で今年度から下水道もここで徴収等すると思いますが、それは委託金額はどのぐらいになるのかお尋ねします。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（丸山 浩） それでは、令和3年度公共下水道事業会計の予算について何点かご質問いただきました。それぞれ順を追ってご説明申し上げます。

まず、7ページ、資本的収入及び支出の企業債7,340万円の具体的な内容ということでございます。これにつきましては、特別措置分が2,340万円、資本費平準化債、こちらが5,000万円となっております。

このうち特別措置分につきましては、平成18年度に地方公営企業繰出基準の見直しがありました。それに伴うもの、資本費平準化債につきましては、企債の元金償還額と減価償却費の差額を解消するため、資本的支出における企業債償還金の財源として、借入れを予定するものでございます。

また、交付税の算入という部分についてご質問がございました。これにつきましては、それぞれ元利償還費を対象として、特別措置分、こちらが70%、資本費平準化債、こちらが50%、それぞれ措置されるものでございます。

続きまして、予算書の10ページ、こちらも給与費明細書、上水道会計と同様に、こちらは2名が減となっております。どの職級が減ったのかというご質問でございます。これは予算ベースの対比ということでご理解いただきたいのですが、下水道会計におきましては、7級の課長及び5級の副主幹1名の減を見込んでおります。

最後になります下水道の当初予算の総係費におきましても、ご質問の上下水道お客様センター、こちらに伴う業務委託が新たに発生いたします。具体的な金額につきましては、税込みで986万円ほど見込んでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、6ページの4,472万2,000円の総係費のうちから約900万円

ほどがお客様センターの分だと。そうなった中で、上水道ですか、水道、下水道を含めたお客様センターの総係費は幾らになるのかお尋ねします。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員の再質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（丸山 浩） それでは、先ほど水道課長がお答えいたしました3,850万4,400円とただいまの下水道分を合わせまして、予算上の数字といたしましては4,836万8,760円を予定しております。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第7号の質疑を終わります。

議案第8号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第9号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 議案第9号、令和2年度旭市一般会計補正予算について質問します。

まず、4ページ、繰越明許費補正についてであります。かなりの事業が繰越しになっていますが、具体的な繰越し、そして遅れの理由についてお尋ねします。

それから、9ページ、特別交付税7,808万1,000円についてであります。今年度の最終的な特別交付税の額と増額になった理由についてお尋ねします。

それから、11ページ、減収補填債9,570万円についてであります。減収補填債は交付税算定の基準財政収入額の市税見込額に達しない場合に発行できる起債です。当初見込みと最終見込額についてお尋ねいたします。

それから、14ページ、震災復興・津波避難道路整備事業2億8,269万5,000円の減額について、減額の具体的な理由についてお尋ねします。

17ページ、地方債の現在高見込額について、令和2年度の年度末残高328億5,439万7,000円ですが、このうち交付税に算入される見込みの額と合併特例債の残高についてお尋ねします。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、何点かお答えさせていただきます。

まず初め、4ページです。繰越明許費補正の額が多い理由とその要因ということですが、繰越明許費の具体的な理由につきましては、補足説明で申し上げたとおりですが、本年度は新型コロナの影響によるもののほか、国の補助金の前倒し対策によるものや関係機関との協議に不測の時間を要したものが多くなっております。

続きまして、特別交付税です。補正額の内容についてということでございますけれども、特別交付税の補正額7,808万1,000円につきましては、令和2年度の特別交付税の算定において、旭中央病院分の交付税額が増額で算定されたことから増額分を計上するものです。この増額分につきましては、歳出において同額を旭中央病院負担金として計上しております。

続きまして、減収補填債です。減収補填債につきましては、高橋議員もご存じですが、地方税の収入が普通交付税算定上の標準税収入額を下回る場合に、その税収分を補うために発行できる地方債で、原則として、発行額の75%が交付税措置されます。

予算額9,570万円の内訳ですが、地方消費税交付金の発行見込額として6,528万円ほど、市町村たばこ税の発行見込額として2,613万円ほど、地方揮発油譲与税として428万円ほどを見込んでおります。

以上です。

○議長（木内欽市） 建設課長。

○建設課長（加瀬博久） それでは、私からは14ページ、震災復興・津波避難道路整備事業の減額についてということでお答えしたいと思います。

まず、こちらの事業は、東日本大震災復興交付金が使われておりまして、こちらの事業、本年度、令和2年度をもちまして終了するというところでございます。そのため、事業費を精算いたしまして、残額を国へ返還することが必要になったためでございます。総額2億8,269万5,000円の減額補正となっております。

内訳につきましては、まず工事費関係です。横根三川線につきましては1億8,643万1,000円の減、椎名内西足洗線につきましては3,250万円の減、あと道路用地購入費につきましては、横根三川線が4,588万5,000円の減、あと補償費につきましては、横根三川線が2,129万397円の減、あと椎名内西足洗線につきましては1,787万9,000円の減額となっております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、17ページ、地方債の現在高見込額について、令和2年度末の現在高見込額につきましては328億5,439万7,000円、これに対する交付税算入見込額につきましては273億279万円で、実質負担額は55億5,160万7,000円です。

それと、合併特例債の残高ということですが、令和3年度末現在の予定としまして15億3,180万円でございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 9ページの特別交付税です。中央病院分ということでございますが、どのような事情で交付されたのかお尋ねします。

それから、11ページですか、減収補填債の交付税算入額、率についてはお尋ねしましたが、起債の償還期限と利率についてお尋ねします。また、この起債は政府資金なのか、銀行などの縁故資金か併せてお尋ねします。

それから、14ページですか、減額の理由は聞いたわけですが、当初予算にまた3億4,000万円ほど計上してあるんです。ということは、今年できないから、来年というように思うのですが、今年できなかったものが来年できるのかどうなのかお尋ねします。

それから、17ページ、かなり旭市、328億円の借金があるわけです。それで、そのうち270億円は国が面倒を見てくれる。あとは旭でということになりますが、今の交付税の算定方式では、国が面倒見てくれるって、一番基準になる単位費用ですか、道路面積、それがどんどん減っちゃうんですよ。実質面倒見てくれたことにならないと思うんです。

そんな中で、いずれにしても、合併して、旭も今年の7月で満16年を迎えるわけですが、合併時の起債の残高と今年度を比較して、どのようになったのかお尋ねします。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員の再質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、9ページ、特別交付税の関係でどのような事情で増えたかということでございますけれども、令和2年度においては、予算編成時における令和元年度の交付見込額を基に予算計上したところですが、算定の基となる省令は、社会情勢等により毎年改正があり、内容が示されるのは予算編成後となるため、結果として7,800万円ほどの増額補正するものでございます。

それと、11ページです。減収補填の内容と起債の償還期間、これは一概に15年、20年ということではなくて、それぞれ違いますので、一概には言えないということでございます。

政府系かどうかということでございますけれども、これにつきましては基本的に政府系でかけるということでございます。

○議長（木内欽市） 建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、私のほうからは14ページの件、震災復興・津波避難道路の件になります。今年できなかった分、来年できるのかというご質問でございます。それで、令和2年度で用地等を購入した部分がございます。こちらはすぐ発注したかったのですが、年度内の残り期間が少なく、どうしても発注しても終わらないだろうということで、工事費分を繰越しさせていただいたような経緯もございます。

それで、椎名内西足洗線につきましては、そのまま事業は東日本の交付金は使っておりませんので、そのまま継続した事業を行っております。そのため、令和3年度も工事費関係、あるいは用地関係ですか、そのまま事業も継続していきますので、その辺を計上させていただいております。

以上です。

○議長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、17ページ、地方債の現在高見込額について、合併当時の起債残高ということでございますけれども、これは平成18年度でございます。256億6,800万円ほど、現在が328億5,000万円ほどでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、9ページの特別交付税ですか、交付税は本来ならとつこのように決まっているのではないですか、交付税の決定というのは。それを今頃なぜやるのか、ちょっと私、不思議なんですよ。交付税はたしか6月ですか、概算で出るのは。

（発言する人あり）

○20番（高橋利彦） 9月最初ですか、それはともかく、年度内には既に交付税が決まっているんですよね。それを今頃なぜやるのか。

それから、あと14ページですか、要は結局令和2年度に工事ができなかったから、それを結局減額して、令和3年度にやるということでしょう、簡単にいえば、そうですね。

それから、今度は17ページですか、結局現在高、合併時と比較して、かなり増えているんです。それで、私が言いたいのは、有利な借金ですね、臨時財政対策債は100%国が面倒見ってくれる、合併特例債は事業費の約70%を見てくれるということですが、交付税の算定基準

というのは、面積、人口、道路なんです。それが基準になって、あとは国が面倒見てくれるのを、たしか交付税として算定してくる。しかしながら、この有利な借金、これを別でやってくれているなら、本当に有利なんです。しかし、交付税に算入されたら、今、国の交付税はここずっと出口は同じなんです。

そんな中で国が面倒見てくれる臨時財政対策債、臨時財政対策債といっても、本来なら市の借金でなく、国に変わっています。臨時財政対策債、合併特例債、別枠でくれているなら、本当に有利なのですが、一緒になった中では、それが増えれば、市が自由に使える金がないということではないですか。それをどういうふうに財政課長は認識していますか。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、9ページ、特別交付税です。なぜ当初でなかったかということですけども、先ほど説明いたしましたけれども、令和2年12月7日に省令の改正がございまして、そこでこれが予算措置されるということが決まったものですから、令和2年当初の予算には間に合わなかったということでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、津波避難道路の関係でございます。議員おっしゃるとおり、日にちが取れなかったという件ですが、発注するためには、ある程度の適正な工期というものがございまして、それには足らなかったということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、合併特例債だとか、臨時財政対策債、交付税算入されても、残りのいわゆる真水部分が減るからということですけども、実際計算上は合併特例債、臨時財政対策債の分について、計算上、それに加算されております。あと、それ以外にも単位費用とかがございますけれども、それについては毎年変わるもので、あと全国一律同じものであるということでございます。

以上です。

（発言する人あり）

○財政課長（伊藤義隆） いわゆる真水部分が減っているということだと思っておりますけれども、それにつきましては毎年、基準財政需要額から基準財政収入額を引きまして、それで結果と

して出てくるというものでございます。ですから、いろんな要素によって違ってくるということでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第9号の質疑を終わります。

議案第10号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第11号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、議案第11号、旭市多世代交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について質疑を行います。

こちらは社会背景の変化を見極めて、定住促進を民間の力を活用して行う事業、その一端であります。しかし、当施設は、本市が考え得る未来像と行政機能を入れるだけ詰め込まなければならなかった多様な機能を有する大規模施設であります。そのため、飯岡、干潟、海上地区のコミュニティの分散や過疎化を促す、そのように考えますと大変不安となる事業でありました。

そこで、多様性というところを含む、そのような点に関して質問いたします。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） お答えいたします。

この旭市多世代交流施設の目的は、条例の第1条にも規定されているとおり、子どもを中心としました多世代間の交流を促進し、互いに触発し合う空間を提供するためのものであり、おっしゃったように多様な機能を有している施設でございます。

この多世代交流施設の多様な機能の一つに生涯学習、あるいは生涯活躍といった機能もありますが、そのほかに、未病を含めた健康増進、人材の育成、子育て支援など、多くの機能を兼ね備えており、にぎわいの創出が可能な施設、また市域全体が活性化するような拠点となる施設で、既存の施設とは設置目的が異なるものであると考えています。

それで、旧海上町、飯岡町、干潟町ということですが、これに関しても、この拠点が  
ができることによって、様々な波及効果が見込まれると私どもでは考えておりますので、よ  
ろしくお願い申し上げます。

○議長（木内欽市） 林晴道議員。

○４番（林 晴道） 本来、都内からあふれる健康なシニアを受け入れ、その消費需要によっ  
て、旭の若者の雇用をつくり、その経済効果で次世代に残す負担を減らしていく有益な事業  
であろうかと思っています。

そのため、旧３町に残る地域の施設だとか、地域のコミュニティを壊さないかを確認しな  
がら、これまで議案等に賛成してまいりましたが、ここで再度伺います。設置目的が異なる  
と言われても、その使用方法として、利用の内容が同じ部分が非常に多いので、その理屈の  
解釈をお願いします。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の再質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） お答えいたします。

他の施設、既存の施設、確かにございます。生涯学習施設や公民館などの施設です。この  
まちづくりを考えたとき、特におひさまテラスのことを考えたときには、今までにない機能  
を持った施設ということで考えております。

ですから、他の施設への影響ということにつきましては、多分に市民の利用ニーズによる  
部分が大きいかと思えますけれども、それぞれの施設が市民の利用目的に見合ったものとし  
て、役割を分担しながら、相乗効果が得られるような施設になるということを前提に考えて  
いきたいと思っております。

○議長（木内欽市） 林晴道議員。

○４番（林 晴道） 違う部分が多いじゃなくて、同じ部分が多いので、どうなんだろうかと  
いうことを聞きました。全く回答になっておりませんが、結構であります。

役割分担しながら、相乗効果が得られる施設になればいいと僕自身も本気で考え、最後と  
なる質問ですが、口では簡単に言えますが、施設の役割分担と得られる相乗効果、先ほど言  
われました波及効果、それは僕にはなかなか想像できなかったもので、具体的な詳細を分かり  
やすく伺いたい、そのように思います。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志）　まず、具体的な相乗効果ということでございますけれども、この条例の最後、附則で利用料金について上限を定めてございます。例えば音楽室などというものは、このたび完成しました干潟の市民センターなどにもございます。この利用料金のほうで恐らくそちらよりは結構高めな設定になっております。というのは、施設の設備等が違いますので。ですから、利用する方々は、その辺の選択の幅が広がるということにもなるかと思えます。

それで、相乗効果をつくりながら、ちょっと回答があれですけれども、相乗効果をつくりながら、このまちができることが、市域全域にとって有益なものとなるように考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　林晴道議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第11号の質疑を終わります。

議案第12号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第13号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第14号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第15号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第16号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第17号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） 条例改正の部分ですが、ちょっと質問させていただきます。

農業環境改善センターのなくなると思うんですけども、取壊し工事はいつ頃か、また跡地利用というのは考えているのかお伺いします。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えいたします。

取壊しの時期でございますが、先ほどの予算の質問にもございましたけれども、旧干潟町で補助金を受けて設置した施設でございまして、今その補助金を返す必要があるかどうかを確認しております。多分返さなくてもいいということになりますでしょうけれども、その協議が調うのがいつになるかがまだ分かりませんので、調い次第、準備を進めて、解体していくということで、今現在いつということを明言はちょっとできない状況でございます。

それと、壊した後の利用でございますが、これにつきましては、隣にあります保育所のほうの送迎のときの車の駐車スペースが少のうございますので、その駐車スペースとして利用することを予定しているところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） 先ほど補助金を返還するような場合という話でありましたけれども、補助金の返還がどのくらい残っているのかお伺いします。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の再質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えいたします。

補助金につきまして残っているかというようなご質問でございましたが、残っているという計算の概念はございません。

それで、補助金につきましては、当初9,300万円ほど頂いたものです。ちなみにそのときの事業費は1億2,400万円ほどでございました。耐用年数47年となっておりまして、現在まで41年が経過しているということでございます。

残っているという概念があるとすれば、その経過年数によって、最初の金額から案分とかという計算でされるのかもしれませんが、そこのところは今はっきりしておりませんし、私どもとしては、多分補助金は返さなくてもいいというふうに思っております。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第17号の質疑を終わります。

議案第18号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第19号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第20号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第21号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） 旭市図書館設置条例が、今度位置が変わるということですが、県立図書館に移動するということですが、県立図書館の中の配置というのはどういうふうになるのか伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の質疑に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木幹夫） それでは、移転後の配置ということで、おおむね市が使用する部分でございますが、1階の一部と3階の会議室を一部屋借りる予定でございます。1階部分につきましては、既存の書棚、受付カウンター、これを約半分ずつ市のほうでお借りする予定です。入り口のほうから見ますと、手前側を旭が借りるような形で協議を進めております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） 市が借りるということになると、職員は県の職員が管理するのか、それとも市のほうで担当するのか、その辺のところをお伺いします。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の再質疑に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木幹夫） まず、職員の関係でございますが、建物全体としましては、管理としては県の職員が行います。それで、貸出業務、こちらにつきましては、県と市がそれぞれ職員を出して、おのおの受付業務を行う予定でございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） 県立図書館をお借りするということですが、料金が発生するのか、賃貸料というんですか、発生するのか、それとも県立図書館の払下げを見込んでの移動なのか、その辺のところをお伺いします。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木幹夫） 料金ということでございますが、市が施設を借りる使用料といえますか、そういったことでよろしいでしょうか。

令和3年度、こちらのほうの使用料につきましては、市が一部負担する予定であります。具体的な使用料の中身につきましては、需用費といえますか、光熱水費、電気料であったり、水道料であったり、そういったものを、市が使用します面積案分で使用料を支払うように予算のほうは要求させていただきました。

以上です。

（発言する人あり）

○生涯学習課長（八木幹夫） 申し訳ございませんでした。料金につきましては、払下げ云々ではなくて、あくまでも実費を案分するということで進めております。払下げといえますか、移譲につきましては、市長のほうが政務報告で申し上げましたように、今後、施設のほうを一部利用しながら協議を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第21号の質疑を終わります。

議案の質疑は途中ですが、4時45分まで休憩いたします。

休憩 午後 4時28分

再開 午後 4時45分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第22号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、議案第22号、旭市塵芥焼却場の設置等に関する条例を廃止する条例の制定について、質疑を行います。

このほど広域ごみ焼却場の稼働に伴い、本市で運営していた焼却処理が今後できなくなります。ごみ行政は、法律はもとより、条例や自治体独自の許認可など非常に複雑でありまして、そのため市町村ごとの処分方法に違いが多いことから、広域ごみ行政がまとまらず、政治闘争に発展していく傾向にあります。東総広域の焼却施設においても、その一端がかいま見え、本条例制定後に様々な諸問題が旭市民に起こり得ると考えられますので、その点の認識を伺います。

一般廃棄物の処分は、種類や方法が多く、非常に難しいので、特に市民の声や相談の多い品目を引き合いにしますが、ここでは枝木や草などはいかがでありますでしょうか。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の質疑に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、お答えします。

現状では、東総地区広域市町村圏事務組合の策定の一般廃棄物処理計画、これにのっとり、市内で発生する一般廃棄物につきましては、広域ごみ処理施設で焼却処理をお願いしていくことになると思います。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 市内で発生する一般廃棄物は、広域ごみ焼却施設で当然焼却処理していかなければなりません。しかし、施設の場所や稼働状況、それに搬入車両の状況を計算しますと、非常に厳しい問題が容易に想像につきます。広域ごみ焼却施設建設の協議が難航したのは、民間の活力がある、そういう自治体があるからにほかなりません。

では、市民の声や相談が多い品目の枝木や草で、近隣市の処分業許可の状況はいかがでありましょうか。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の再質疑に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、お答えします。

銚子市におきましては1社ほどあると聞いております。また、匝瑳市には、枝木を受け入れる一般廃棄物処分業、こういった許可を出している事業者はございません。あと、香取市にも1社あると伺っております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 現状、近隣や全国的にも、本市はごみ処理全般において、自前で処理する傾向が強くあることから、今後課題を残す条例であります。

そこで、将来的に旭市内を対象に一般廃棄物の処理業を行いたい事業者が現れたとき、大変な時間を要するであろう事前協議等を行い、許可を出すのか、それとも旭市塵芥焼却場を必要とあらば再稼働させるのか、現在の答えられる見解を伺います。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） では、お答えします。

まず、焼却場の再稼働という部分ですが、こちらについてはちょっとできないかなと思います。ただ、民間事業者を活用したほうが、自前で設備を持つ必要もなく、維持管理も不要なことから、コスト的に有利な面もありまして、またごみの減量化にもつながると思いますので、よい事業者があれば、前向きに検討はしたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第22号の質疑を終わります。

---

◎会議時間の延長

○議長（木内欽市） おはかりいたします。本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午後 4時50分

再開 午後 4時51分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

参考人として、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の菅谷敏之史事務局長、伊原敬道経営企画室長に出席いただいております。

参考人は、発言の際はその都度、議長の許可を得て発言いただきますようお願いいたします。

議案第23号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） 議案第23号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款の一部変更についてということで、病理診療科の診療所を東京に開設することだが、現在でも病院にも病理を見てくれるドクターがおられると思うのですが、それゆえにまた東京に開設というふうに至った経緯をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） お答えいたします。

病理診断は、特にがん患者の病状を見極める上で非常に重要なものであります。旭中央病院が今後も高度急性期医療を提供していくためには、病理専門医の充実が欠かせないものと考えております。しかしながら、病理診断医の数は非常に少なく、旭中央病院に勤務できる病理診断医を招聘、採用することは、通常の医師確保以上に難しい状況です。

今回、病理診断医が比較的確保しやすい東京都内に診療所を開設し、最新のＩＣＴ技術を駆使した遠隔病理診断機器を活用することにより、旭中央病院全体としての病理診断体制の充実を図ろうというものでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○１０番（飯嶋正利） ただいまの答弁ですと、また田舎のほうにはなかなかドクターのほうが見つからないが、東京でならリモートで仕事をしてもいいというドクターがおられるということなのですが、こういったリモートでという形のものが今後ほかの科にも普及してくるような可能性があるのでしょうか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再質疑に対し答弁を求めます。

参考人、病院事務局長。

○病院事務局長（菅谷敏之史） 病院のほうからお答えいたします。

ほかの科につきましても、やはりいろいろな今後の技術の進展を踏まえまして考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○１０番（飯嶋正利） 本当に中核病院として頑張ってくれている中央病院ですので、今後とも精力的にその辺のところを伸ばしていただければありがたいのかなというふうに考えております。結構です。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第23号の質疑を終わります。

議案第24号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第25号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第26号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第27号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第28号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第29号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

平山清海議員。

○2番（平山清海） 議案第29号、専決処分の承認について、8ページ、新型コロナウイルスワクチン接種事業3億7,600万円について、接種会場や具体的な事業の内容についてお尋ねします。

○議長（木内欽市） 平山清海議員の質疑に対し答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） それでは、お答えいたします。

初めに、予定しております接種会場についてお答えします。

現在、市で予定しているのは、集団接種を予定しておりまして、会場といたしましては、現在の飯岡保健センター、総合体育館、現在の海上支所、ひかた市民センターの4施設を選定しまして、その中で、できる限り1日3会場で接種したいと思っております。

事業内容としましては、当然住民に対する予防接種ということになろうかと思えます。

以上です。

○議長（木内欽市） 平山清海議員。

○2番（平山清海） 接種する旭市の優先順位でもあればお聞きます。

○議長（木内欽市） 平山清海議員の再質疑に対し答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） それでは、お答えいたします。

まず、医療従事者については既に行っているところでございますが、旭は別にして、全国的に行っているということで、旭市が主体となっていく接種の流れとしましては、当然65歳以上の高齢者から始まりまして、基礎疾患等をお持ちの方、あと介護施設等に従事する方、

その後、一般というような形になろうかと思います。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 平山清海議員。

○2番（平山清海） ありがとうございます。それでは、全市民のワクチン接種が終了するのはいつ頃なのか、これはちょっと難しいと思いますが、その期間についてお尋ねします。

○議長（木内欽市） 平山清海議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） 65歳以上を先行接種するわけですが、国が今示しているのは4月26日から本格的にということで、あと3か月以内に終わらせるようにという指示が出ておりますので、できる限りその期間で終わらせるように考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 平山清海議員の質疑を終わります。

続いて、飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） 同じく議案第29号の新型コロナウイルスワクチン接種事業についてということで、旭市に住所があって、単身赴任している家族の方もいらっしゃるだろうし、全国各地に大学生が飛んでおります。その子どもたちはどこで接種を受けられるのでしょうか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の質疑に対し答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） 基本的には、住所地で接種を受けるということになっておりますけれども、例えば遠方等にお住まいの方であったり、入院されている方も当然おられますので、そういう特殊な事情がある方は、手続きさえ踏めば、そのお住まいのところで打つことも可能ですので、大丈夫だと思います。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） たしか高齢者にはタクシー券という形で出るのですが、例えば子どもが北海道だとか、九州にいるという子どもたちは、もちろん地元でやればいいんでしょうけど、万が一そういった場合があったときに、交通費なんていうのは出る余地があるのか、またそれに対して、コロナ全般なのですが、相談窓口の設置なんていうのは考えているのでしょうか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再質疑に対し答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） まず、遠方の方の旅費ということでよろしいでしょうか。先ほども申しあげましたけれども、遠方におられる方は、手続きさえ踏めば、その土地ですることとも可能となっておりますので、現段階で旅費の支給というのは考えておりません。

あと、相談窓口ということであれば、専門的な相談窓口は県が行うということになっておりまして、さらに接種等、そういう手続き的なものは、全て市で受けるような形になっておりますので、そのように準備しておりますので、よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） これは海外でよくテレビで見えるのですが、ワクチンが余るということで、キャンセル待ちがだいぶ並んでいるように思います。その辺のところを国内も含めて、旭でどういうふうに考えているのかお願いいたします。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） 議員おっしゃるとおり、その辺が一番課題になろうかと思えます。今現在どういうふうな形にするかというのは全然詰まっておりますが、先進地といいますか、既にシミュレーションを組んでいるところなどは、例えば介護者を連れてきた方、一緒に来た方に接種するというような方法もしているとも聞きますが、今後、医師会等とも相談しながら決めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第29号の質疑を終わります。

議案第30号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、議案第30号、専決処分の承認について、8ページ、新型コロナウイルスワクチン接種高齢者タクシー利用助成事業563万6,000円について、具体的な事業の内容についてお尋ねします。

それと、同じく8ページ、感染症予防対策事業1,403万9,000円について、具体的な事業の内容についてお尋ねします。

以上です。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員の質疑に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） それでは、8ページ、新型コロナウイルスワクチン接種高齢者タクシー事業の内容についてお答えさせていただきます。

こちらの事業の内容でございますが、自身で交通手段を確保できない65歳以上の独り暮らし高齢者、または75歳以上の高齢者のみの世帯を対象といたしまして、新型コロナウイルスワクチン接種会場までタクシーを利用する場合に、その料金の全部、または一部を助成することにより、高齢者の経済的負担を軽減し、ワクチンの接種率を上げることにより、高齢者の健康と福祉の向上を図ることを目的とした事業となります。

対象の世帯数でございますが、現在、市で把握しております見守りが必要とされている独り暮らしの高齢者及び見守りが必要な75歳以上のみの高齢者台帳に登録されている世帯を、自身で交通手段を確保できない世帯と仮に仮定しまして、約1,200世帯を想定しております。

助成の内容ですが、タクシー利用1回につき上限1,000円の助成となります。利用は、タクシーの助成券を使用する方法となりますが、枚数につきましては、ワクチン接種会場までの往復分の利用として2枚、そして2回の接種が必要ですので、1世帯当たり4枚の助成券を配付する予定であります。

あと、事業費の金額でございますが、助成券の利用分としまして、1世帯4枚の1,200世帯分で480万円、またタクシー事業者への協力金としまして48万円、そのほか事業に必要な諸経費を含め563万6,000円を計上しております。

以上です。

○議長（木内欽市） 健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） それでは、感染症予防対策事業についてご説明いたします。

こちらは市独自の感染予防対策事業、三つほどございまして、まず一つ目が、新規の施設入居者に対するPCR検査費用の助成となります。本人負担5,000円で、それ以上の分を市のほうで負担するというもので、国からの補助もございます。

二つ目は、今度是一般の方ですが、例えば濃厚接触等に当たらずに、不安があるというような、これは一例ですけれども、そういうような方が自費でPCR検査を受けた場合に、最大5,000円を助成するというようなものです。

三つ目としましては、こちらは消耗品等、公共施設への非接触型モニター型検温器、あと消毒器のセットになったものですが、その全庁分を計上したものでございます。全庁に設置

する分を計上したということでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、高齢者タクシーの利用助成についてお尋ねします。

ただいまの説明ですと、1回1,000円を上限にということでございますが、皆さん方は交通の便のいいところに住んでいる。私は、旧干潟の萬歳というところは、バスも通らない、タクシーもないわけなんです。タクシーを呼ぼうといったって、旭から呼ぶ。そうしたら、約10キロ近くありますから、回送料だってばかにならない。それから、今度はそのタクシーを呼んで、会場、干潟の公民館ですか、えらいタクシー料金になるわけなんです。

そういう中で、それらを考慮した事業なのか。そういう中で、またその辺を考慮してあれば、どのようにその対策を考えたのかお尋ねします。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員の再質疑に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） タクシーの助成券の内容でございます。助成券は1,000円ということになります。その根拠といいますか、一つにデマンドタクシー、これが500円ほどの負担をいただいておりますので、同額程度の負担ということを公平性の面で考慮しております。

また、参考でございますけども、例えばタクシーの1,000円という料金で、乗車距離は約2.63キロほど乗車できるということになります。仮に個人負担500円ですと、乗車料金は1,500円となりますけども、約4キロメートルの距離を乗車できますので、これは一概には言えないんですけども、自宅から接種会場までの距離を考えますと、助成券1,000円程度の助成が妥当だと考えました。

以上です。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 課長、全然答弁になっていないんですよ。幾ら1,000円助成してもらったって、課長、計算したことありますか。旭の駅から萬歳までの回送料、そして萬歳から会場まで、幾ら助成事業って立派な名前ですけど、何もならないんですよ。

そういう中で、これやるのはいいでしょう。しかし、負担のかかる人には、それなりの接種会場までの対応、それを考えなくてはならないと思うんです。ですから、これは一般質問ではないから、そんな中でどのようにするのかお尋ねしたいと思います。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） ちょっと繰り返になってしまうかもしれませんが、タクシーの助成券1,000円で、タクシーが計算しますと2.63キロメートルほど乗車できるということで、仮に4キロメートルを乗車しても、約500円の負担で済むということで、ご理解をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第30号の質疑を終わります。

以上で議案質疑を終わります。

---

## ◎日程第2 常任委員会議案付託

○議長（木内欽市） 日程第2、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案を付託いたします。

議案第1号から議案第30号までの30議案を、お手元に配付してあります付託議案分担表、

1、議案の表のとおり所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、15日までに審査を終了されますようお願いいたします。

---

○議長（木内欽市） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、次回は5日定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 5時13分